

DISCLOSURE 2018

JA愛媛県信連の現況



 **JA愛媛県信連**

Ehime Prefectural Credit Federation of Agricultural Cooperatives.

DISCLOSURE 2018

CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	
● J Aグループにおける J A愛媛県信連	2
● J Aバンクシステム	3
● J Aバンク・セーフティーネット	3
● 経営方針	4
● 中期経営計画	4
● 経営体制	5
● リスク管理の状況	6
■ コンプライアンス（法令等遵守）	6
■ リスク管理態勢	7
■ 利用者保護等管理態勢	8
■ 金融商品の勧誘方針	9
■ 情報セキュリティへの取り組み	9
■ 個人情報保護への取り組み	10
■ 金融 ADR 制度への対応	11
■ 反社会的勢力等との取引排除	12
■ 金融円滑化への取り組み	13
● 事業の概況	14
● 地域貢献情報	16
業 務 内 容	
● 事業のご案内	31
組 織	
● 当会の組織	36
● 役員等の報酬体系	39
● 沿革・あゆみ	41
● J Aバンクえひめの店舗網	42
資 料 編	43
索 引	88

県信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

○愛媛の E と信連の S をモチーフに作成

- | | | |
|------|---------------------|----------|
| S は… | ・サービス (service) | : 奉仕・貢献 |
| | ・セーフティ (safety) | : 安 全 |
| | ・サングイン (sanguine) | : 希望に満ちた |
| | ・シンセリティ (sincerity) | : 誠 実 |

○全体を円で包み込む形状で人の連帯・融和・協同の理念を表現

○中央の円は実りを表現（種子をイメージし、これから育てる豊かな実りへの努力・希望を表す）

○ロゴカラーは、萌黄色を使い、「農」をイメージするとともに、これから成長しようとする新しい息吹を表現

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会 会長
森 映 一



代表理事 理事長
山 下 学

皆さまには、平素より私ども J A 愛媛県信連（愛媛県信用農業協同組合連合会）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また、地域の発展を支援する地域金融機関として安定的経営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、我が国経済は海外経済の成長を背景に緩やかな回復基調を維持しており、先行きにつきましても、2年後の東京五輪開催に向けて、インフラ整備の本格化や首都圏の再開発により投資拡大が見込まれております。

一方で、中国経済の減速や北朝鮮情勢を巡る地政学リスクの高まりなどが懸念材料として意識され、予断を許さない状況にあります。

また、J Aバンクを取り巻く環境につきましても、依然として厳しい状況にあります。平成31年5月、「農協改革集中推進期間」の期限までに、県内 J A が組合員・利用者のみならず、地域の皆さまからも評価していただけるよう、自己改革の完遂に向け、邁進している状況にあります。

こうしたなか、当会では、平成29年度は中期経営計画（平成28～30年度）の中間年度として、「安定的収益還元機能の強化」、「J Aバンクえひめ本部機能の強化」、「J Aバンク自己改革の実践」を図るとともに、県内12総合 J A と当会で構成する「J Aバンクえひめ」の一員として、J Aバンク自己改革の実践に加え、農業融資の拡大、J A貯金2兆円早期突破に向けた貯金増強に取り組んでまいりました。

今後も「J Aバンクえひめ農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を活用した農業振興・地域振興を進めるとともに、様々な金融サービスの提供により地域におけるインフラ機能の発揮に努めてまいります。

J Aとともに総力を結集し、地域の皆さまにより一層必要とされる J Aバンクえひめを目指し、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成 30 年 7 月

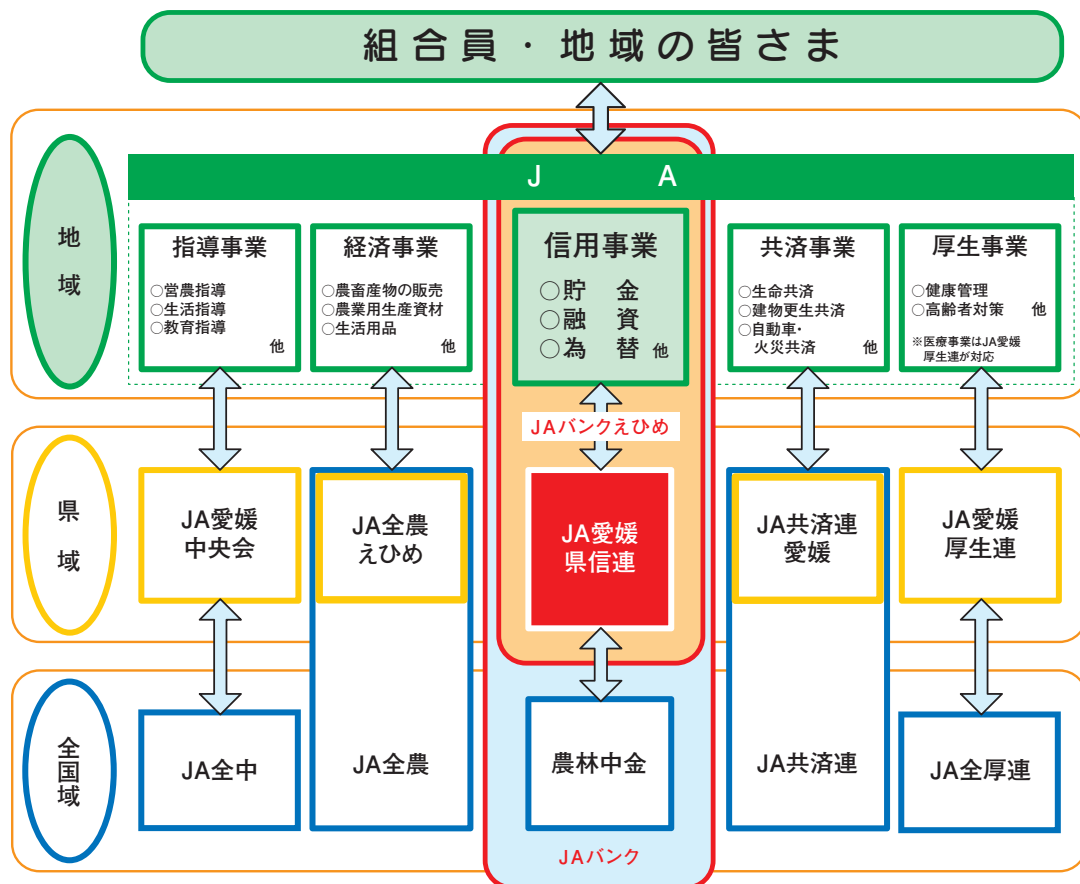
経 営

ＪＡグループにおけるＪＡ愛媛県信連

ＪＡは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業（金融事業）のほか、共済事業・経済事業（販売・購買事業）・厚生事業など生活に密接に関わる事業を実施しております。

このうち、信用事業のことを「ＪＡバンク」と呼んでおり、地域のＪＡ・県域組織の県信連・全国域組織の農林中金がＪＡバンク会員となって、実質的に１つの金融機関として一体的に信用事業を展開しております。

私どもＪＡ愛媛県信連は、愛媛県域を営業エリアとした単独の独立した金融機関であるとともに、ＪＡバンクえひめの一員として、県内ＪＡが組合員並びに地域の皆さまのお役に立つ金融サービスの提供ができるよう、ＪＡ信用事業運営をサポートする本店の役割も担っております。



■「ＪＡバンクえひめ」は、愛媛県内１２ＪＡの信用事業と愛媛県信連の事業の総称をいいます。

ＪＡうま
ＪＡ周桑
ＪＡ松山市
ＪＡにしうわ

ＪＡ新居浜市
ＪＡおちいまばり
ＪＡえひめ中央
ＪＡひがしうわ
ＪＡ愛媛県信連

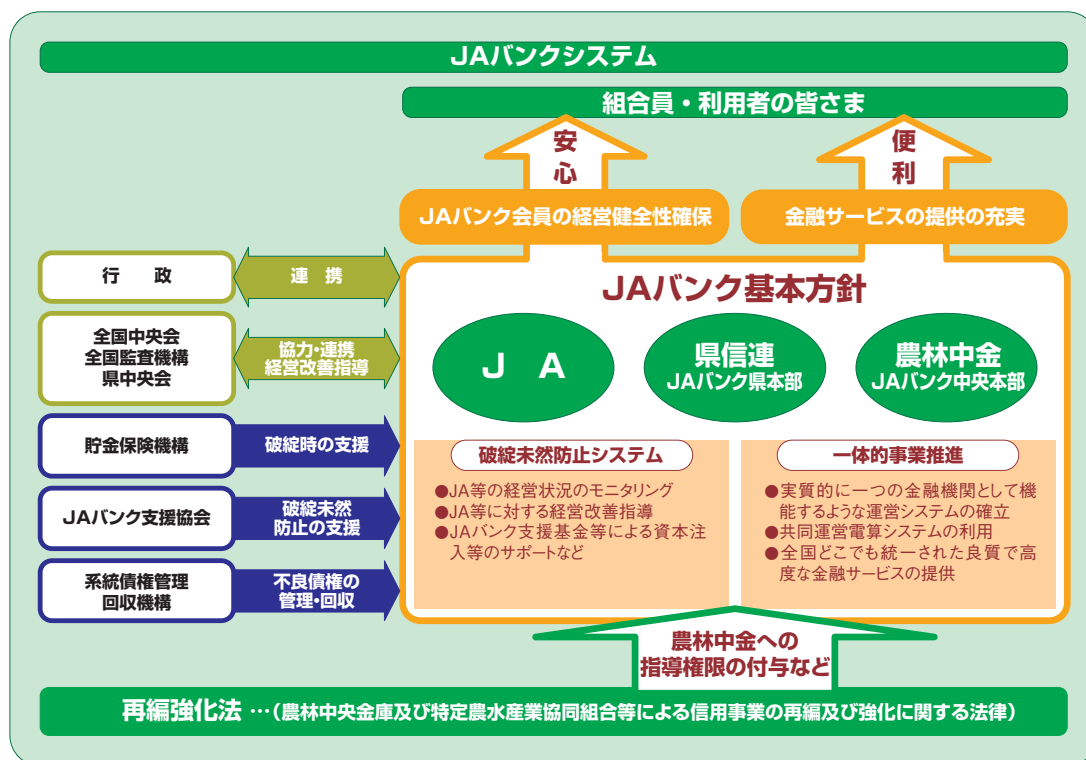
ＪＡ西条
ＪＡ今治立花
ＪＡ愛媛たいぎ
ＪＡえひめ南

 **ＪＡバンクえひめ**
(愛媛県内ＪＡ／県信連)

JAバンクシステム

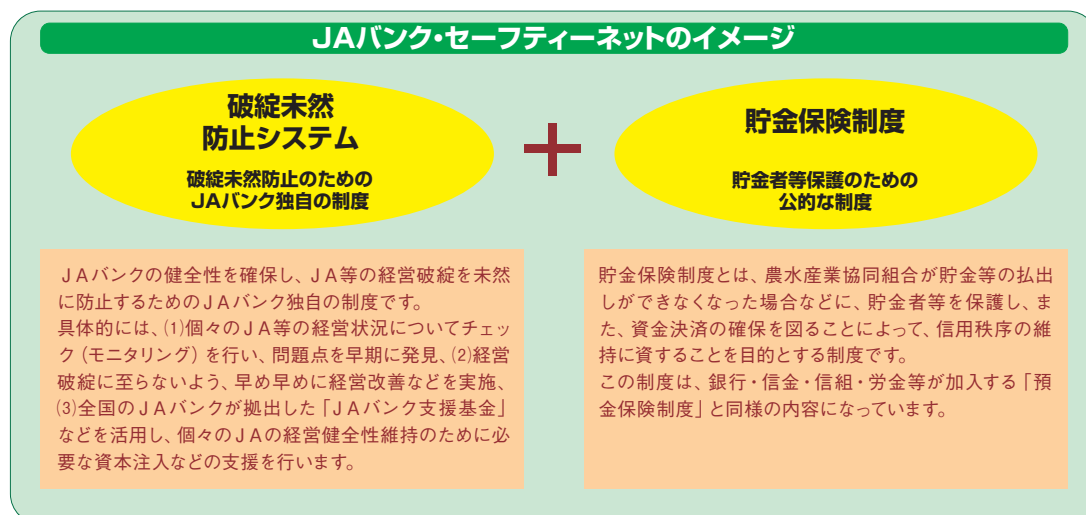
「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成ります。

お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能するシステムとなっております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、ＪＡバンク会員である県内12ＪＡと当会が、「ＪＡバンクえひめ」を構成し、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

農家組合員および地域の皆さまが県内のＪＡにお預けいただいた大切な財産である貯金を源泉として、愛媛農業発展のために農業融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体などへの融資にも積極的に取り組んでおります。

また、資金供給や経営支援などの金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指しております。

経営理念

ＪＡとともに、農業・地域金融機関として
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会が策定した中期経営計画では、既往施策に加えてＪＡバンク自己改革を実践し、完遂することで、地域の皆さまに一層必要とされるＪＡバンクえひめを目指すこととしております。

各施策の着実な実践に向けた対応策の一つとして、「地域振興部」を新設し、農業金融の強化ならびに地方自治体の「地方版総合戦略」実践へ積極的に協力できる態勢を構築するなど、役職員一丸となって取り組んでおります。

中期経営目標

ＪＡとともに総力を結集し、ＪＡバンク自己改革を実践することで、食と農業を通じて、地域の皆さまに一層必要とされる金融機関、ＪＡバンクえひめを目指します。

基本戦略

安定的収益還元機能の強化

〔主要施策〕

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理態勢の高度化
- ④財務基盤の充実
- ⑤組織力の強化

ＪＡバンクえひめ本部機能の強化・ＪＡバンク自己改革の実践

〔主要施策〕

- ①農業メインバンク機能強化支援
- ②生活メインバンク機能強化支援
- ③人材開発支援
- ④チャネル（店舗）戦略支援
- ⑤業務基盤強化支援
- ⑥健全性確保等支援

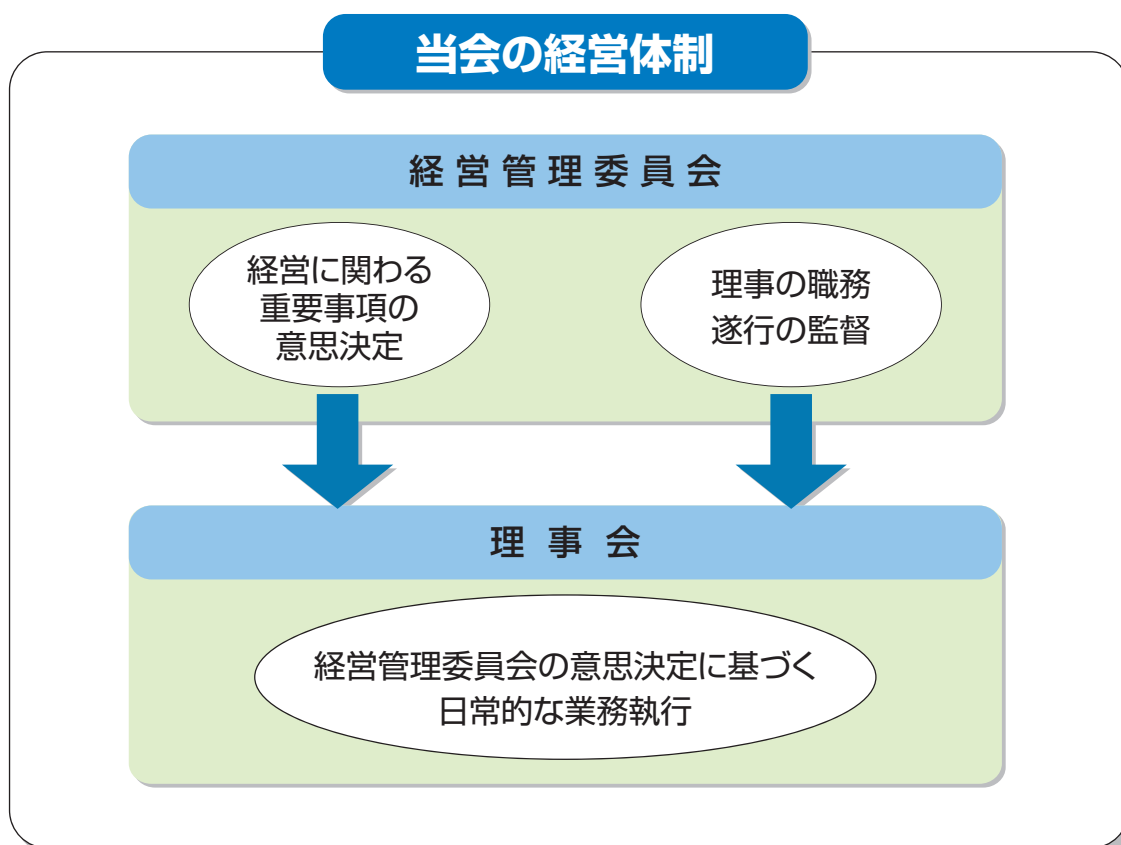
＜参考＞ＪＡバンクえひめ中期戦略3大目標

- ＪＡバンク自己改革の完遂
- 愛媛県下農業融資シェア40%の堅持
- 愛媛県下ＪＡ貯金2兆円の達成

経営体制

当会は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。具体的には、業務の基本方針や貸出限度額の決定などは会員の代表で構成する経営管理委員会が行い、経営管理委員会が定めた枠内における日常の業務執行を実務に精通した者で構成する理事会が業務執行する仕組みになっております。

経営管理委員会は意思決定機能のほかに理事の職務遂行の監督機能も有しており、理事の職務遂行の合法性・合理性・適切性などを監督しております。



リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするために、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、コンプライアンス態勢運営要領に基づき、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する他、コンプライアンスにかかる各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の確保を図っております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙と徹底に努めております。

● 会 是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会 是」をより具体化し明文化しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守態勢を確立・発展させていくことを目的として制定しております。

● 役員行為規範

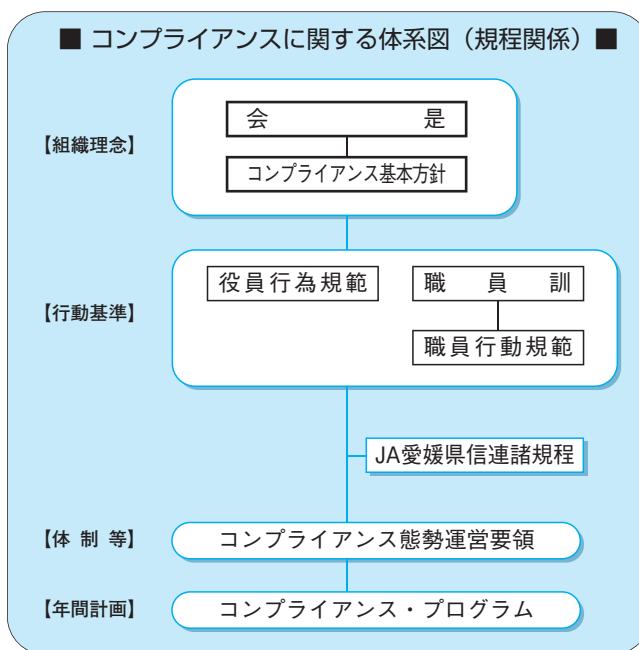
役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。



■ リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動を生起させることから、金融機関経営に損失を与えるリスクの発生の可能性および発生した場合の影響度を把握し適切に管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会は健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努め、安定的な収益構造を維持・確立するために、リスク管理の充実に努めております。

● リスクマネジメント態勢

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う態勢としております。

特に、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、与信の集中リスクを回避する他、経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の計上により経営の安定化に努めております。

● 貸出審査態勢・余裕金運用態勢

貸出資産の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での審査充実に図っております。

また、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能の発揮に努めております。

● 自己査定態勢

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行い、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な自己査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる態勢としております。

● 内部監査態勢

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、理事会で承認された内部監査計画に基づき、会内全部署を対象に内部監査を実施しております。

内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から業務遂行状況を検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査結果は、内部監査終了後、理事長および常勤監事に報告し、定期的に内部監査実施状況を経営管理委員会に報告しております。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めております。

併せて、事務などの委託先については、特に重要な業務や情報の処理を委託する先に対してオンサイトで監査を実施するなど、委託業務が適正に処理されていることを確認しております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用などの防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
（１）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
（２）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理態勢

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則などに関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理態勢の検証など

当会は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる態勢を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の所規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理装置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者提供の制限
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報等を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

（注）「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです。

苦情等受付・対応態勢

1. 苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則などを整備のうえ、その内容をホームページ・チラシなどで公表するとともに、J Aバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の各業務窓口へお申し出ください。

次の窓口でも受け付けております。

担当部署	企画管理部リスク管理課
電話番号	089-948-5273
電子メール	shinren-risk@jabank-ehime.or.jp
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

また、第三者機関である「愛媛県 J Aバンク相談所」においても、当会業務に関するご相談・苦情等を受け付けております。

【愛媛県 J Aバンク相談所】

電話番号	089-948-5656
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の概要

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

電話番号	089-941-6279
受付時間	午前10時～午前12時 午後1時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

上記弁護士会のご利用に際しては、当会の相談・苦情受付窓口または愛媛県 J Aバンク相談所にお申し出ください。なお、愛媛県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

■ 反社会的勢力等との取引排除

当会では、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および以下の基本方針を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪などの防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 運営等

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

2. 反社会的勢力等との決別

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

3. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

4. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

5. 取引時確認

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

6. 疑わしい取引の届出

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

■ 金融円滑化への取り組み

当会は、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割のひとつとして位置付け、金融円滑化にかかる適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する態勢
当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような態勢を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
 - (2) 融資部長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

■ 経営環境

平成29年度の我が国経済は、世界的な景気回復を背景とした企業業績の改善基調に加え、アベノミクス進展や金融緩和路線の継続期待から、平成30年1月に日経平均株価が約26年ぶりにバブル崩壊後の高値を更新し、実質GDP成長率が8四半期連続のプラス成長を記録するなど、概ね堅調に推移しました。

今後も、堅調な海外景気などを背景に、緩やかな回復基調を継続するものと思われますが、欧米の金融緩和縮小の動きや中国の景気減速、朝鮮半島および中東における地政学リスク、国内政局の不透明感などの懸念材料が意識される情勢にあります。

さて、JAバンクを取り巻く環境は、史上最大の変革期を迎えており、改正農協法のもと、農協改革集中期間の期限が迫るなか、自己改革の完遂に向け、組合員・利用者のみならず、広く世の中からの真価が問われる局面にあります。

金融環境においては、日銀のマイナス金利政策継続により、収益環境が悪化していることに加え、少子高齢化による市場縮小という構造問題などを見据え、他金融機関においても店舗再編や新たなビジネスモデルを模索している状況にあります。

こうした情勢のもと、平成29年度は中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の中間年度として、基本戦略である「安定的収益還元機能の強化」、「JAバンクえひめ本部機能の強化」および「JAバンク自己改革の実践」に取り組みました。

「安定的収益還元機能の強化」については、有価証券の計画的な投資に取り組むとともに、地場企業および農業関連法人などの資金需要への積極的な対応に努めました。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

■ 業績

平成30年3月末の県内JA貯金残高は1兆9,554億円となり、前年同月比718億円増加しました。

JA貸出金残高は3,083億円となり、前年同月比154億円増加しました。

当会の資金調達では、平成30年3月末貯金残高は1兆5,913億円となり、前年同月比714億円増加し、平成29年度期中平均残高は1兆5,635億円で、前期比1,082億円増加しました。

一方、資金運用では、預け金残高は1兆130億円となり、前年同月比265億円増加し、期中平均残高は1兆145億円で、前期比512億円増加しました。

貸出金残高は950億円となり、前年同月比64億円増加し、期中平均残高は915億円で、前期比45億円増加しました。

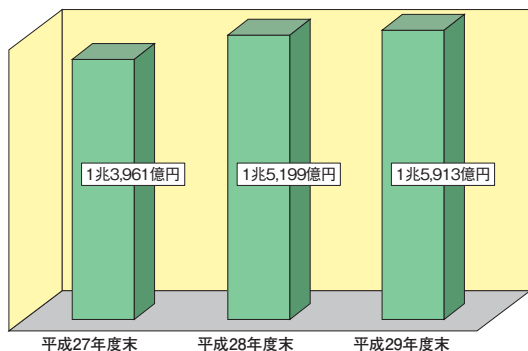
有価証券残高は5,467億円となり、前年同月比380億円増加し、期中平均残高は5,044億円で、前期比613億円増加しました。

事業収支では、経常収益は199億4千4百万円、経常費用は157億7千9百万円となりました。この結果、経常利益は41億6千4百万円で、前期比3億3千5百万円の減益となりました。また、当期剰余金は34億8千5百万円で、前期比1億8千7百万円の減益となりました。

資金調達および資金供給の状況

信連の資金調達の状況

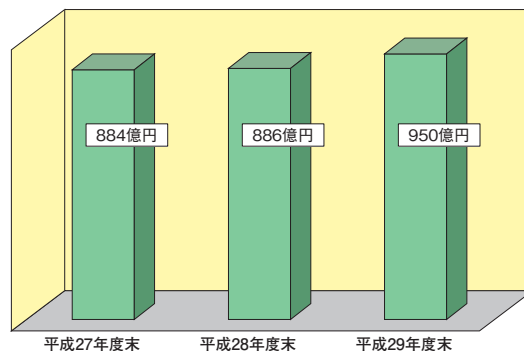
信連貯金等残高の推移



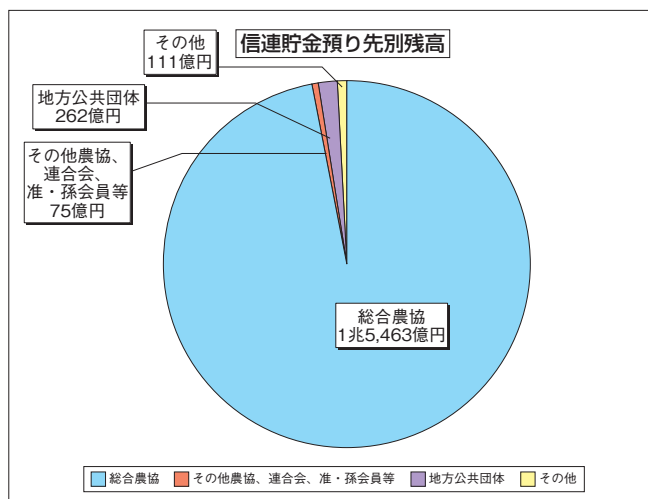
当会の貯金等の残高は、平成30年3月末現在 1兆5,913億円となり、前年比714億円増加しました。

信連の貸出金の状況

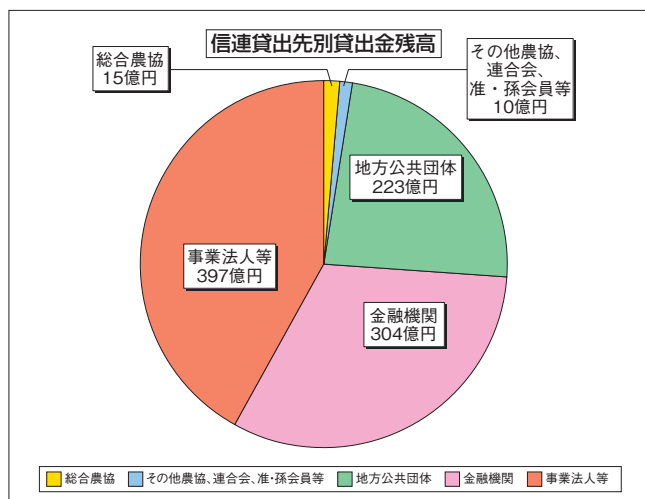
信連貸出金残高の推移



当会の貸出金の残高は、平成30年3月末現在 950億円となり、前年比64億円増加しました。



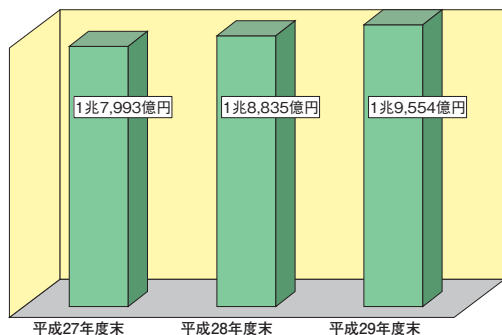
当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものです。



県内JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

JAの資金調達の状況

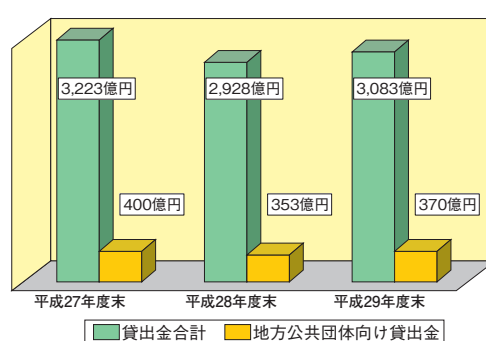
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、平成30年3月末現在 1兆9,554億円となり、前年比718億円増加しました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。平成30年3月末現在の貸出金残高は3,083億円、うち地方公共団体向け貸出金は370億円です。

■ J Aバンク自己改革への取り組み

【J Aバンク自己改革】

- ① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- ② J Aが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- ③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

◎ J Aバンクえひめ農業所得増大・地域活性化応援プログラムの策定

農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応を行うため、平成28年度～平成30年度までの3年間を集中期間とする、えひめ農業に対する県域応援企画として「J Aバンクえひめ農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を策定し、実践しています。

◎ J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会の設置

当会を含めた連合会・中央会が連携して一層のえひめ農業に対する県域応援態勢を強化するために「J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会」を平成28年4月より新たに設置しました。

今後も引き続き積極的に農業の現場に出向いて、県内J Aにおける営農振興の取り組みを支援してまいります。

◎ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、J Aバンクえひめとしても、J A・県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、J Aは、認定農業者（農家）や集落営農組織、J A出資法人などの担い手を中心に金融対応を行っております。また、県信連・農林中金は、J Aの取り組みを支援するとともに、「J Aの対応が困難な農業法人などの担い手」に対し、直接融資、またはJ Aとの協調融資などにより幅広く柔軟な金融対応に努めております。

● 農業者等の経営支援に対する取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の特性を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

● 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

また、個人保証契約について、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

● 地域農業の発展への取り組み

○ J A 農業おまかせ資金の創設

「組合員に分かりやすく、活用しやすい」をコンセプトに、平成28年6月から県内 J A および県信連で『J A 農業おまかせ資金』の取り扱いを開始し、農業者などの資金ニーズに適切に応えられるよう積極的に取り組んでいます。



○ 農業の夢・ヒアリング訪問の実施

平成29年10月～11月にかけて、担い手を中心とする『農業メイン強化先』を訪問し、農業に対する「夢」・「希望」・「将来のプラン」について対話をしながら聞き取りをする「農業の夢・ヒアリング訪問」を実施しました。

対話から得た情報を基に金融面・非金融面におけるサポートを行いました。



○ 農業メインバンク C S 調査の実施

多様化する農業者のニーズに応えるために、平成29年10月～11月にかけて一斉に県内12 J A において農業メインバンク C S 調査を実施しました。この調査で得られた結果を今後の取り組みに反映させていきます。

○ 信連役員ダイレクト訪問

県内の農業法人に対して、信連役員自らが直接現場の生の声を聞くためダイレクト訪問を実施しました。

今後とも、より積極的に農業の現場に向いていく態勢を目指します。



○ 愛媛県農業法人協会への加入

愛媛県農業法人協会に賛助会員として加入し、同協会を通して愛媛県内の農業に関する情報収集に努めるとともに、農業融資の拡大を図るため、加盟法人への訪問活動を行っています。

○ 商談会等への取り組み

県内の農産加工品等の販路拡大を積極的に支援・応援しております。

① J A・J Fグループ近畿・四国商談会（大阪）

平成29年11月16日に愛媛県の農産加工品等の販路拡大およびPRを図るため、J Aバンクえひめを含む近畿2府4県、四国4県のJ Aバンク、農林中央金庫大阪支店が主催となり「J A・J Fグループ近畿・四国商談会」を開催しました。

県内からは、農業法人のほかにJ A西条・J A周桑・J Aおちいまばり・J Aえひめ中央・J A愛媛たいき・J Aえひめ南が参加しました。



② えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会（松山全日空ホテル）

平成30年1月19日に愛媛県（営業本部）および愛媛県商工会連合会が主催となり、「すご味」、「すごモノ」データベース掲載事業者を対象に大都市圏のバイヤーを招聘した『えひめが誇る「すご味」「すごモノ」商談会』が開催され、J A周桑・J Aおちいまばり・J Aえひめ中央・J A愛媛たいき・J Aえひめ南が参加しました。

当会も商談会場に金融機関ブースを設け、県内J Aブランドの情報発信を行いました。



○ 海外輸出への取り組み

県内の農産加工品等の海外に向けた販路拡大を積極的に支援・応援しております。

① 香港フード・エキスポ2017

平成29年8月17日～19日まで香港にて香港貿易発展局が主催するアジア最大級の食の見本市「香港フード・エキスポ2017」が開催され、J A周桑が参加しました。

初日および2日目は主にバイヤーとの商談サポートを行い、最終日は「おこめん（米の麺）」の販売支援を積極的行いました。



② 第4回沖縄大交易会

平成29年11月27日～28日まで低コストで海外バイヤーと商談できる場として「沖縄大交易会」が開催され、JA愛媛たいきが参加しました。

海外輸出へのステップアップと位置付けており、当会も参加し積極的な支援を行いました。



○ JR四国と包括連携協定を締結

平成30年4月19日に、JR四国とJAバンクえひめを代表し、当会が農産物の情報発信や交流人口の拡大を図るため、「連携と協力に関する包括連携協定」を締結しました。

包括連携協定の第1弾として、食と農をテーマに県内農産物・農産加工品などの情報発信および消費拡大を図ることを目的に平成30年4月28日より『「伊予灘ものがたり」おもてなし企画』を実施しています。



●担い手農家の経営のライフサイクルに応じた支援

○ 各種利子助成支援

担い手農家の農業経営支援を目的として、JAバンク利子助成、JAバンク利子補給、JAバンクえひめ利子補給、災害資金利子助成などを実施しております。

○ 相談対応支援

経営相談機能の強化の一環として平成28年5月より「アグリウェブ」を本格的に開設し、ウェブ上での農業経営相談を可能としました。

アグリウェブとは、農業経営に必要な「基礎知識」、日常の経営における疑問を取りまとめた「FAQ（質問・回答内容）」、農業経営の気付きとなる「コラム・事例」を定期的に発信するサービスに加え、会員専用ページにおいて農業者が気軽に経営の相談が行える「相談窓口」、そして農業者・農業法人間で行える「自由投稿」の機能を併せもっているホームページサービスです。



○ 各種農業資金、制度資金の提供

J Aと協調し、農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金などの各種農業資金、制度資金を貸出しております。

【主な制度資金など】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
農 業 改 良 資 金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子で提供される長期資金です。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化などにより経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金です。
青 年 等 就 農 資 金	認定新規就農者が青年等就農計画の達成に必要な経費のために、無利子で提供される長期の制度資金です。
J A 独自資金	
J A 農業おまかせ資金	施設の取得・農機具購入などから長期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに低利かつ迅速に融通するJ Aバンクえひめ独自の資金です。
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJ Aバンク独自の資金です。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必要な運転資金ニーズに対応できるJ Aバンク独自の資金です。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJ Aバンク独自の資金です。
J A 新規就農応援資金	青年等就農資金などの制度資金の補完を行うことで、新規就農者の就農定着を支援するJ Aバンク独自の資金です。
営 農 ロ ー ン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能なJ Aバンク独自の資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
信連独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金・設備資金を低利かつ迅速に融通する県信連独自の資金です。

（注）上記商品の詳細は、お近くのJ A窓口にお問合せください。

トピックス

● J Aバンクえひめロールプレイング県大会

東京第一ホテル松山にて、「J Aバンクえひめ MA ロールプレイング県大会（平成29年10月26日）」および「J Aバンクえひめ 窓口担当者ロールプレイング県大会（平成29年11月8日）」を開催しました。

今後も、ロールプレイング県大会を通して、お客さまによりよい提案ができるよう技術の向上に努めて参ります。



● 年金キャンペーン等

J Aバンクえひめでは、平成29年4月17日～5月31日まで「春の年金花道キャンペーン」を実施しました。

また、J A年金受給者・予約者を対象とした「南こうせつ With フレンズ2018（平成30年2月27日）」を開催しました。

さらに、年金友の会会員向けの会報誌「ゆとりんく」を年2回発行しました。



● 給与振込はJ Aにおまかせキャンペーン

J Aバンクえひめでは、全国の給与振込キャンペーンに呼応し、平成30年2月1日～5月31日まで「給与振込はJ Aにおまかせキャンペーン」を実施しました。



● 個人貯金キャンペーン

J Aバンクえひめでは、県内統一で平成29年6月15日～8月31日まで「夏福！！定期貯金キャンペーン」（金利優遇）、平成29年11月1日～12月29日まで「冬福！！定期貯金キャンペーン」（金利優遇と県内農畜産物付定期貯金）を実施し、多くのお客さまから好評をいただきました。



● JA直売所スタンプラリーの開催

JAバンクえひめでは、県内産農産物の消費拡大とJA直売所の魅力を幅広くPRするとともに、お客さまにJAとのふれあいを感じていただくことを目的として、平成29年4月29日～8月31日まで、県内18ヶ所のJA直売所を対象とした「JA直売所スタンプラリー」を開催しました。

なお、応募総数4,055通の応募者の中から当選者（350名）を選び、豪華商品をプレゼントしました。



● 住宅情報番組「おうちラボ」内でのインフォーマーシャル放映

JAバンクえひめでは、毎週土曜日の9時25分から放映している「おうちラボ」でJA住宅ローンの優位性をPRするインフォーマーシャルの放映を6カ月間（期間：5月～10月）放映しました。



● JA住宅ローンご利用感謝訪問の実施

JAバンクえひめでは、JAで住宅ローンをご利用いただいているお客さまへ日頃の感謝を伝えるため、400名様に抽選でカタログギフトをプレゼントする「JA住宅ローンご利用感謝キャンペーン」を実施しました。



● ライフサポートキャンペーン

JAバンクえひめでは、ライフサポートキャンペーンとして、「JA教育ローンキャンペーン（平成29年8月1日～平成30年5月31日まで）」および「JAマイカーローンキャンペーン（平成29年10月2日～平成30年5月31日まで）」を実施しました。



● J Aバンクえひめ住宅ローン営業担当者会議

東京第一ホテル松山にて、平成29年11月16日に「J Aバンクえひめ住宅ローン営業担当者会議」を開催しました。

会議では、住宅関連会社営業のノウハウや住宅ローンの推進の取り組みなどをテーマとして、県内12 J Aの住宅ローン営業担当者によるグループディスカッションや事例発表などを行いました。



● J A経営セミナー

平成29年9月14日に県内 J A 役員、幹部職員、連合会、系統関連組織の方々を対象にした「J A 経営セミナー」を開催しました。

講師には、ニュースキャスター 辛坊治郎氏を迎え、『報道の現場から見た政治、経済、社会～情報の嘘を見抜け～』をテーマとして、現場で培われた経験を基に、ご講演いただきました。



● J A相続対策セミナー

平成30年2月14日に「J A相続対策セミナー」の第六弾として、県内 J A 信用事業本所（店）部課長およびスタッフ、支所（店）長等を対象に、行政書士きざき法務オフィス代表 ころ亭久茶師匠（木崎海洋氏）を講師に迎え、『落語で学ぶ相続・遺言』をテーマに、相続対策セミナーを開催しました。



● J Aバンクえひめ農業応援セミナー

平成29年7月21日に愛媛県内の農業法人・J A 役職員・連合会役職員を対象とした「第4回 J Aバンクえひめ農業応援セミナー」を開催し、『農業経営者のための多様なブランド戦略』をテーマとして講演を行いました。

また、平成30年1月24日に「第5回 J Aバンクえひめ農業応援セミナー」を開催し、『後継者支援事例に見る事業承継の本質』をテーマとして講演を行いました。



● J Aバンクえひめ地域活性化応援セミナー

平成29年5月17日に20市町の担当者・農業法人・J A役職員等を対象とした「J Aバンクえひめ地域活性化応援セミナー」を開催し、『グリーンツーリズムによるインバウンド（訪日外国人旅行者）の取り組みについて』をテーマとして講演を行いました。



● 「移動金融店舗車」の導入

県内J Aが実施する中山間地域等における金融サービスの確保・地域貢献、ならびに大規模災害発生時の金融対応策（BCP対応）として、「移動金融店舗車」を導入し、運行を開始しました。



■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛などを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 第20回俳句甲子園への協賛

俳都松山で平成29年8月18日～20日に繰り広げられた俳句甲子園に協賛し、俳句文学の興隆、高校生の地域間・世代間交流や豊かな人間性が育まれるよう応援しました。



○ 少年スポーツ大会への特別協賛

昨年度に引続き「J Aバンクえひめカップ第2回愛媛県小学生男子ソフトボール大会」(平成29年5月開催)に特別協賛しました。

また、第41回を迎える「南海放送・J Aバンクえひめカップ愛媛県少年サッカー大会」(平成29年7月開催)にも特別協賛し、愛媛県少年スポーツの振興を図り、地域相互の発展に努めました。



○ 「えひめ国体・えひめ大会」

応援ガラポン抽選会の実施

平成29年9月～10月に開催された「えひめ国体・えひめ大会」に協賛するとともに、J AバンクえひめとJ A松山市はオフィシャルスポンサーとして共同でブースを設けました。ブースでは、愛媛の農産物加工品やぱんじゃくんオリジナルグッズがもれなく当たる「えひめ国体・えひめ大会」応援ガラポン抽選会を実施し、愛媛県内外の方に愛媛の美味しいものをPRしました。



○ えひめ・まつやま産業まつり

すごいもの博2017への協賛

平成29年11月18日、19日に開催された「えひめ・まつやま産業まつりすごいもの博2017」に協賛するとともに、J Aバンクえひめのブースを設け、お餅を販売しました。また、餅つきの体験コーナーも設け、地域の皆さまと一緒にまつりを盛り上げました。

なお、売上金は「(公財) 愛媛の森林基金」へ全額寄付し、同基金による活動に役立てられました。



○ 第56回「愛媛マラソン」への協賛

平成30年2月4日に開催された第56回愛媛マラソンに特別協賛するとともに、J Aバンクえひめのブースを設け、県産米を使用した「おにぎり」、J A女性部の皆さんと協力し、地元の豚肉、野菜を使用した「元気鍋」を配布しました。

また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感しました。



○ 愛媛県内の国公立小学校の児童および教職員等に、愛媛県産の安全・安心な加工品や教材本を贈呈

平成29年11月8日(いい歯の日)～11月末に愛媛県内の小学校と教職員のみなさん約8万2千人を対象に、「8020ヨーグルト」と小冊子「J Aバンクえひめ『食と農のおはなし』」を贈呈しました。

また、11月7日には松前町立松前小学校にて6年生132名を対象に贈呈式を実施しました。



○ 愛媛の食材をテーマとした

グルメ情報番組への協賛

えひめ愛フード推進機構と連携し、『J AバンクえひめPresents 愛媛LOVE！えひめのウマイもん愛あるブランド大作戦！（平成30年3月14日放送）』のテレビ番組を制作し、「愛」あるブランド製品のPRおよび地産地消の推進を図りました。



○ J Aバンクえひめピンクリボン運動の取り組み

地域貢献活動（CSR）の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、J Aバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

愛媛県内のJ A本所などに募金箱を設置して募金活動を行い、集められた募金はピンクリボンえひめ協議会へ寄付のうえ、各種活動に役立てられています。



○ ダブルサポート施策の実施

① 買い物弱者対策への支援

J Aバンクえひめとして、今後、組合員や地域利用者の高齢化が進行していく中、地域密着を基本とするJ Aの地域活動・見守り活動などに対し側面から支援しました。

② 振り込め詐欺未然防止運動

J Aバンクえひめでは、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害が社会問題となっているため、県内12 J Aおよび県信連の金融窓口職員が、貯金キャンペーン期間に振り込め詐欺の注意喚起メッセージを掲げた黄色いタスキをつけて、振り込め詐欺ストップ運動を実施しました。



○ 特殊詐欺被害の未然防止に向けた取り組み

J Aバンクえひめでは、近年増加している高齢者を狙った特殊詐欺対策として「過去3年間取引実績がない70歳以上」のお客さまに対して、ATMでの現金出金・振込の取り扱いが出来ないようにする被害未然防止策を実施し、愛媛県警察本部長から感謝状が贈呈されました。



○ 運転免許自主返納制度支援

愛媛県警で取り組んでいる「高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故を減少させる取り組み」に協力するため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、金利上乗せの特典を付与した「運転免許自主返納応援定期貯金」の販売を行いました。

**運転免許自主返納
応援定期貯金**

スーパー定期1年ものの店頭表示利率に
年0.15%上乗せ!!
(税引後0.119%)

● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めております。

● 公共募金活動への協力

赤い羽根募金および交通遺児育英募金などへの寄付協力を通じて、各種ボランティア活動や地球環境保護活動などに取り組んでおります。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しております。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンですが、固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	●オール電化住宅 ●ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファームなど） ●太陽光発電住宅
----------	--

2. とくとくリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただけるものですが、工事の中に以下のものが一つでも含まれていれば金利を引き下げることとしております。

耐震リフォーム	●住宅の基礎部分の補強 ●筋かいを入れるなどの壁の補強 ●土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	●階段の勾配緩和 ●手すりの取り付け ●段差の解消 など
省エネリフォーム	●太陽光発電設備 ●太陽熱温水器 ●オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーターなど） ●ガス省エネシステム（エコウィル、エネファームなど） ●断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、
県内JA・愛媛県信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

JAうま 四国中央市豊後町1396-7 TEL0896-24-2327 ローンセンター	JA新居浜市 新居浜市田原町1番63号 TEL0897-37-8739 ローンセンター	JA西条 西条市神保町47番地1 TEL0897-56-1818 ローンセンター	JA周桑 西条市内田町1771番地1 TEL0898-68-7800 金融経済部 融資1課	JAおちいまばり 今治市太田東町1丁目1番地1 TEL0898-33-7270 アドバイザーセンター 茅野課	JA今治立花 今治市立花東町5丁目1番地14号 TEL0898-23-0246 金融部 融資課
JA松山市 松山市三番町1丁目125番地1 TEL089-946-1611 金融経済部 貸付課	JAえひめ中央 松山市千代町1丁目12番地1 TEL089-943-8731 金融部 金融立派課	JA愛媛たいき 大洲市東大洲1番地 TEL0893-24-4181 金融部 融資課	JAにしうわ 八幡浜市江戸町1丁目12番10号 TEL0894-24-1118 金融部 融資課	JAひがしうわ 西条市平和町2丁目2番62 TEL0894-62-1212 金融部 融資課	JAえひめ南 宇和島市東町2丁目800-10 TEL0895-28-6022 ローンセンター 島田課

JAバンクえひめ
(愛媛県内JA / 県信連)

JA愛媛県信連 ローンサポートセンター
☎0120-374-889

ローンサポートセンターは、JAバンクにきかぬ融資案内窓口です。
「JAバンクえひめ」は愛媛県内12JAと県信連の総称です。

JAバンクえひめ



業務内容

事業のご案内

貯金業務

会員 J A や連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。総合口座、当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

種 類		特 色	お預入期間	お預入単位等
総 合 口 座		普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。		
	普 通 貯 金	貯金保険制度による保護対象商品です。（無利息型の普通貯金は全額保護されます。）	期間の制限はありません。	1円以上 （1円単位）
	定 期 貯 金	定期貯金・定期積金の残高の90％（最高500万円）まで自動融資が受けられます。	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。
当 座 貯 金		商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上 （1円単位）
普 通 貯 金		出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。		
普通貯金無利息型 （ 決 済 用 貯 金 ）		普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。		
J A 教 育 資 金 贈 与 専 用 口 座		教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下 （1円単位）
J A 結 婚 子 育 て 資 金 贈 与 専 用 口 座		結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,000万円以下 （1円単位）
貯 蓄 貯 金		お預入残高に応じて金利が設定されます。	期間の制限はありません。	1円以上 （1円単位）
通 知 貯 金		まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上 （1円単位）
定 期 貯 金	スーパードラッグ定期貯金	お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	定型方式 1か月以上5年以内	1円以上 （1円単位）
	大口定期貯金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	期日指定方式 1か月超5年未満	1,000万円以上 （1円単位）
	期日指定定期貯金	預入日から1年経過後は、払戻日を1か月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。	最長預入期間3年	1円以上 300万円未満 （1円単位）
	積立式定期貯金	月々のお積立てを期日指定定期貯金（満期型で1年未満はスーパードラッグ定期貯金、または大口定期貯金）でお預かりします。法人の場合にはスーパードラッグ定期貯金、または大口定期貯金にてお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。	満期型 6か月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定め無し	1回当たり 1円以上 （1円単位）
財 形 貯 蓄	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等から天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	1円以上 （1円単位）
	財形年金貯金	2か月または3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。		
定 期 積 金		ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	定型方式 6か月以上10年以内 期日指定方式 6か月超10年未満	1回当たり 1,000円以上 （1円単位）
譲 渡 性 貯 金 （ N C D ）		1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	定型方式 1か月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上 （1円単位）

（注）その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

貸出業務

当会は、会員ＪＡや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

融資の種類	融資先	資金使途	融資限度額	融資期間および返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆さま	設備資金 運転資金	最高限度額を事業年度毎に決定します。	資金使途などに応じてご相談のうえ決定します。	必要に応じて提供していただきます。

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ねください。

受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取り扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取り扱っております。

為替・振替決済業務

当会は、県内ＪＡの決済業務本部として、全国のＪＡならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取り扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有効証券などにより効率的に運用しております。有効証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

金融推進業務

当会は、ＪＡ組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、ＪＡバンクえひめの推進戦略の企画、新商品の開発、マーケティング・ＰＲ活動を行っております。

指導・相談業務

当会は、ＪＡバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、ＪＡの経営・体制整備状況を調査・把握し、ＪＡバンクシステムの適正な運営に努めております。また、ＪＡにおける信用事業の内部統制整備支援やコンプライアンス態勢、リスク管理強化を始め、金融サービスの向上およびＪＡの人材育成支援として、ＪＡ職員向けの集合研修・出前研修を実施するとともに、ＪＡからの金融法務（年金・債権管理回収他）・ＢＩＳシステムなどに関する相談に対応しております。

ローンサポート業務

ＪＡローンの迅速かつ良質なサービスを提供するため、ＪＡに対する各種サポートを行っております。具体的には、住宅関連業者へのＰＲ活動などの営業サポート、審査書類代行作成などの審査サポート、ローン商品の管理サポートなどを行っております。

公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

電算業務

県内ＪＡおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキングなどのオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるＪＡＳＴＥＭシステムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

当会では、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどの取り扱いを行っております。

また、全国のＪＡでの貯金のおし入れや、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス、パソコンなどを利用した「ＪＡネットバンク」、「法人ＪＡネットバンク」、「でんさいネット」などの取り扱いも行っております。

【主な手数料】

● 為替手数料（消費税含）

平成30年7月1日現在

区 分			ATM利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用
					媒体利用	帳票	
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	108円 216円	108円 324円	324円 540円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	108円 216円	108円 216円	216円 432円	324円 540円
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	108円 216円	108円 216円	108円 216円	216円 432円	324円 540円
	他金融機関 あて	電信扱 3万円未満 3万円以上	432円 648円	324円 432円	324円 432円	540円 756円	648円 864円
		文書扱 3万円未満 3万円以上	— —	— —	— —	— —	648円 864円
給与振込 手数料 1件につき	当会本支店・系統金融機関あて		無 料				
	他金融機関あて		216円				
送金手数料 1件につき	当会本支店・県内系統金融機関あて		432円				
	他金融機関あて		648円				
代金取立 手数料 1通につき	当会本支店あて		216円				
	県内系統金融機関あて		432円				
	他金融機関 あて	普通扱（集中取立）	756円				
		至急扱（個別取立）	1,080円				
	手形交換	当会加盟交換所	216円				
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	864円				
	不渡手形返却料	1通につき	864円				
	取立手形組戻料	1通につき	864円				
	取立手形店頭呈示料	1通につき	864円 ただし、864円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。				

● ＪＡネットバンク利用手数料（消費税含）

平成30年7月1日現在

区 分			個人契約	法 人 契 約		
			振込（振替）	振込（振替）	総合振込	給与振込
月額基本 手数料	照会振込サービス		無 料	1,080円	—	—
	照会振込＋データ伝送サービス		—	3,240円		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料	無 料 無 料
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	108円 216円	108円 216円	無 料 無 料
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	108円 216円	108円 216円	108円 216円	無 料 無 料
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	324円 432円	324円 432円	324円 432円	216円 216円

1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。

2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中金をいいます。

3.視覚障がいのお客さまなど（視覚障がいの方・手が不自由な方など、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方）の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● でんさいネット利用手数料（消費税含）

平成30年7月1日現在

区 分	利用者登録	代行登録
月額基本手数料	J A ネットバンク 法人契約が必須	無 料
電債発生記録債務者手数料	同一店内	3 2 4 円
電債発生記録債権者手数料	本支店内	1,080 円
電 債 譲 渡 記 録 手 数 料	系 統 内	3 2 4 円
電 債 分 割 記 録 手 数 料	他 行	1,080 円
電 債 保 証 記 録 手 数 料		
電 債 支 払 等 記 録 手 数 料	3 2 4 円	1,080 円
電 債 変 更 記 録 手 数 料		
電債残高証明書（定例発行）手数料	—	1,620 円

● ATM利用手数料（消費税含）

平成30年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分				利 用 時 間	手 数 料
J A キ ャ ッ シュ カ ー ド	当会キャッシュカード 県内キャッシュカード	お預入 お支払	平 日	8：00～21：00	無 料
			土曜日・日曜日・祝日	8：45～21：00	
	県外キャッシュカード	お預入 お支払	平 日	8：00～21：00	
			土曜日・日曜日・祝日	8：45～21：00	
J F マリンバンクカード		お支払	平 日	8：00～21：00	無 料
			土曜日・日曜日・祝日	8：45～21：00	
伊 予 銀 行 カ ー ド 愛 媛 銀 行 カ ー ド 三 菱 東 京 U F J 銀 行 カ ー ド		お支払	平 日	8：00～ 8：45	108円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	108円
			土曜日・日曜日・祝日	8：45～21：00	108円
他 行 カ ー ド （ J F マリンバンクカード、 伊予銀行カード、愛媛銀行 カード、三菱東京U F J 銀 行カードは除きます ）		お支払	平 日	8：00～ 8：45	216円
				8：45～18：00	108円
				18：00～21：00	216円
			土曜日・日曜日・祝日	8：45～21：00	216円
ゆうちょ銀行A T M利用 （ 当会キャッシュカードでゆ うちょ銀行のA T M を利用 した場合の手数料です ）		お預入 お支払	平 日	8：00～ 8：45	108円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	108円
			土曜日・日曜日・祝日	8：00～21：00	108円
セブン銀行A T M 利用 イーネットA T M 利用 ローソンA T M 利用 （ 当会キャッシュカードでセ ブン銀行、イーネット、ロ ーソンのコンビニA T M を 利用した場合の手数料です ）		お預入 お支払	平 日	8：00～ 8：45	108円
				8：45～18：00	無 料
				18：00～21：00	108円
			土曜日	8：00～ 9：00	108円
				9：00～14：00	無 料
				14：00～21：00	108円
			日曜日・祝日	8：00～21：00	108円

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。
- 当会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。
*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協などが構成するグループの総称です。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。
【ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのATM提携】
1. 当会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのATMを利用して、お預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
2. ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからのお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
3. ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 各種発行手数料 (消費税含)

平成30年7月1日現在

区 分		内 容	手 数 料
小 切 手 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	2,160円
約 束 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	2,160円
為 替 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(20枚)につき	2,160円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	540円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料	当 会 所 定 様 式	1通につき	432円
	監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,240円
	そ の 他 様 式	1通につき	1,620円
融資証明書発行手数料		1通につき	432円
利息支払証明書発行手数料		1通につき	432円
取引履歴明細表発行手数料		1取引先につき	540円
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,080円
	証 書	1枚につき	1,080円
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき	1,080円
	ICキャッシュカード	1枚につき	1,080円
	ICキャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき	1,080円

● 口座開設手数料 (消費税含)

平成30年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
当 座 貯 金 口 座 開 設 手 数 料	1 口 座 に つ き	5,400円

● 両替手数料 (消費税含)

平成30年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
両 替 手 数 料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1～30枚	当会に口座をお持ちのお客様 無料 ※1
		上記以外のお客様 216円
	31～100枚	216円
	101～500枚	324円
	501～1,000枚	432円
	1,001～2,000枚	756円
	2,001枚～	1,000枚毎 324円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。

※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

● 個人情報開示等事務手数料 (消費税含)

平成30年7月1日現在

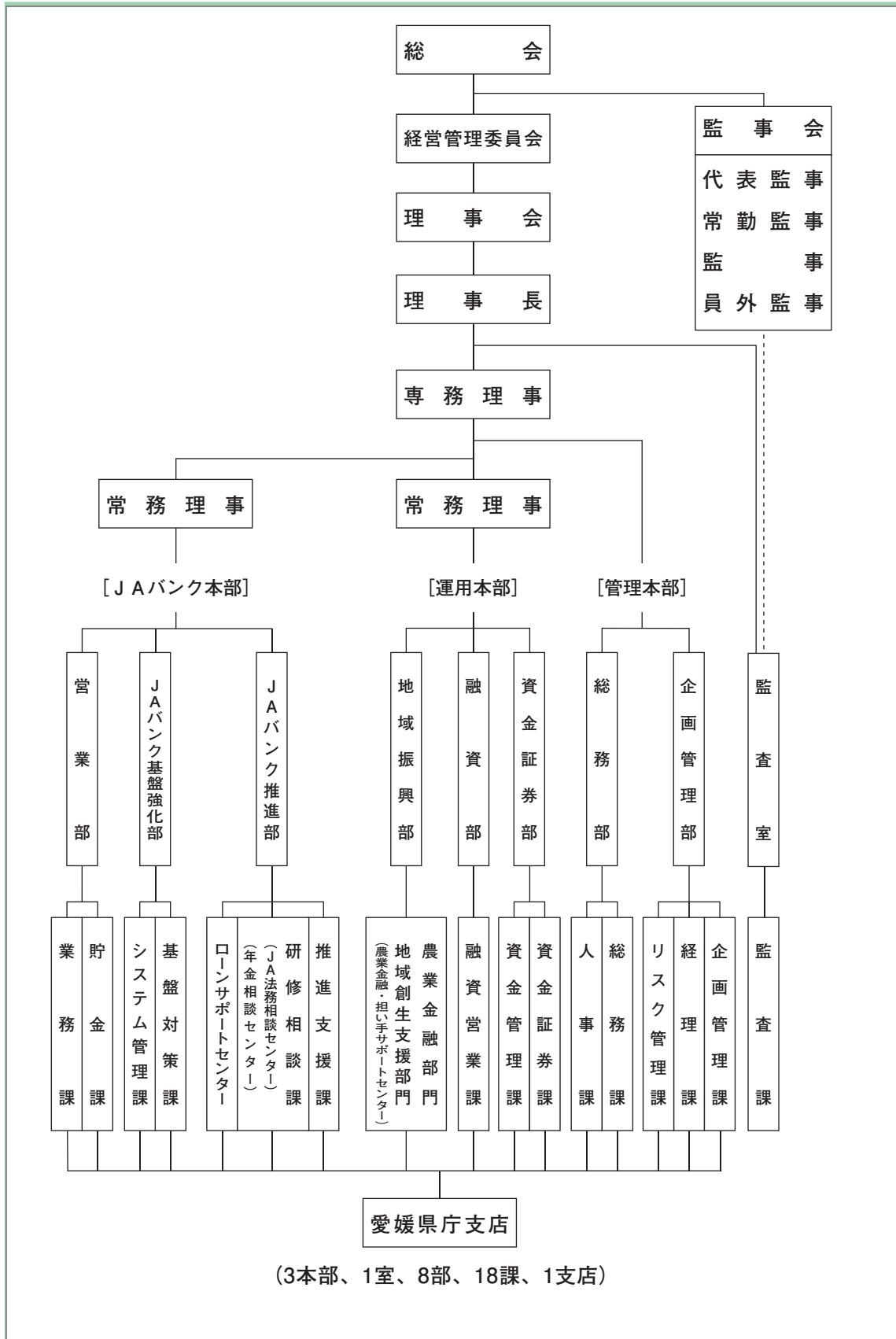
受 け 渡 し 方 法		手 数 料
個 人 情 報 開 示 等 事 務 手 数 料	店頭でお受け取りの場合	1件につき 540円
	郵送の場合	1件につき 1,080円

組 織

当会の組織

● 機 構

平成30年7月1日現在



■ 会 員 数

資 格 別	平成30年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末
正 会 員	22	23	23
准 会 員	14	14	14
合 計	36	37	37

■ 役 員 （平成30年7月1日現在）

経 営 管 理 委 員 会	経 営 管 理 委 員 会 会 長	森 映 一
	経 営 管 理 委 員	篠 原 一 志
	経 営 管 理 委 員	黒 田 義 人
	経 営 管 理 委 員	井 手 洋 行
	経 営 管 理 委 員	中 村 吉 年
	経 営 管 理 委 員	菊 地 秀 明
	経 営 管 理 委 員	田 坂 實

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	山 下 学
	代 表 理 事 専 務	高 橋 孝 一
	代 表 理 事 常 務	清 家 明
	常 務 理 事	井 関 正 志

監 事 会	代 表 （ 常 勤 ） 監 事	武 智 龍 治
	監 事	戸 田 耕 二
	監 事	西 本 満 俊
	監 事	菅 野 幸 雄
	員 外 監 事	上 甲 啓 二

■ 職 員 数

区 分	平成30年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末
男 子 職 員	86	84	84
女 子 職 員	52	51	49
合 計	138	135	133

■ 店 舗 一 覧

平成30年7月1日現在

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

● 特定信用事業代理業者の状況

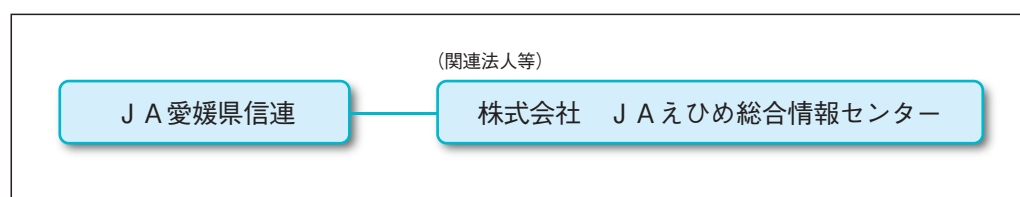
該当する取引はありません。

● 子会社等の状況

【子会社等の数】

	平成30年3月末	平成29年3月末	増減数
子 会 社	0	0	0
子 法 人 等	0	0	0
関 連 法 人 等	1	1	0
合 計	1	1	0

【組織の構成】



【子会社等の概況】

会 社 名	株式会社 JAえひめ総合情報センター
所 在 地	松山市土居田町31番地1
主 要 な 事 業 内 容	農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、関連子会社の情報処理および情報対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設 立 年 月 日	昭和52年2月8日
資 本 金 総 額	200百万円
当 会 の 議 決 権 比 率	30.0%
当会および他の子会社の議決権比率	30.0%



【株JAえひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

役員

対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬など	70	9

(注1) 対象役員は、経営管理委員9名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。なお、平成29年度において使用人兼務役員はいませんでした。

対象役員の報酬等の決定

【役員報酬（基本報酬）】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員毎の報酬額については経営管理委員会において、理事毎の報酬額については理事会において決定し、監事毎の報酬額については監事の協議によって決定しております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員毎の報酬額の決定にあたっては、役員等報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員9名）および信連常勤役員報酬審議会（構成：J Aの常勤役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員7名）に諮問をし、その答申を踏まえて各々の役職・責務などを勘案して決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額も答申を踏まえて決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員退任給与金引当規程に基づき算定し、総会で経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各々の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員など

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当するものではありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成29年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。

(注3) 平成29年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受ける者はありません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

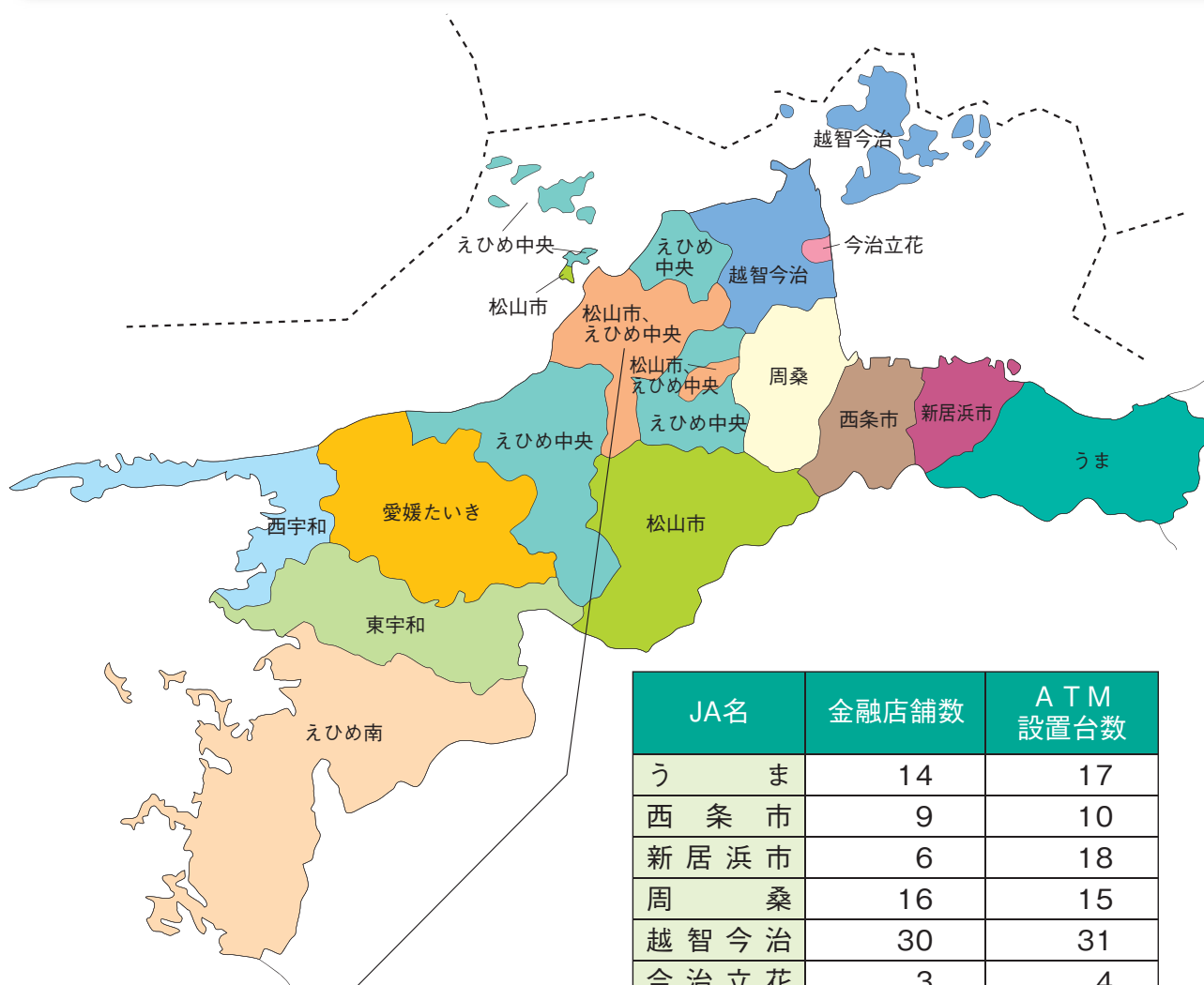


沿革・あゆみ

昭和23年	・愛媛県信用農業協同組合連合会が発足
33年	・信連創立10周年
34年	・信連貯金100億円突破
38年	・信連貯金200億円突破
39年	・機構改革により5事務所となる
40年	・農協会館竣工
41年	・内国為替業務取扱いを開始
43年	・信連創立20周年
47年	・信連貯金1,000億円突破
48年	・愛媛県指定代理金融機関となる
52年	・信連貯金3,000億円突破
53年	・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟 ・愛媛県農協電算センター竣工
54年	・農協信用事業オンライン開始
56年	・信連貯金5,000億円突破
59年	・「全国農協貯金ネットサービス」開始
60年	・信連貯金7,000億円突破
61年	・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販取扱い開始
63年	・信連創立40周年
平成元年	・信連貯金1兆円突破
3年	・サンデーバンキングの取扱いを開始
4年	・信連貯金1兆2,000億円突破
6年	・機構改革により融資業務を本所へ集中
7年	・機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	・「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働
10年	・信連創立50周年
11年	・愛媛銀行とのATM・CD無料化提携
12年	・JA貯金1兆5,000億円突破
13年	・「JAバンクシステム」始動

平成14年	・「JAネットバンク」を開始
15年	・ゆうちょとのATM提携 (出金・残高)
16年	・経営管理委員会制度を導入
18年	・全国統一の信用オンラインシステム (JASTEM)へ移行 ・ATMのIC化対応 ・セブン銀行とのATM提携 (出金・残高)
19年	・「JAバンクアグリサポート事業」 を展開 ・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売 ・ゆうちょ・セブン銀行とのATM提携 (入金)
20年	・信連創立60周年 ・JAバンクにおけるATM顧客手数料 の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM提携
21年	・「年金花道キャンペーン」を展開 ・JAローン残高1,000億円突破
22年	・JA貯金1兆6,000億円突破 ・JFマリンバンクとのATM終日無料 化提携、ゆうちょとのATM平日無料 化提携 ・年金ふれあいコンサートの開催
23年	・「給与振込はJAにおまかせキャン ペーン」を展開
25年	・JAバンクえひめ長期ビジョン 「JA貯金2兆円の早期達成」を設定 ・JA貯金1兆7,000億円突破 ・伊予銀行およびコンビニ2社(ローソ ン・イーネット)ATM無料化提携 ・JA直売所スタンプラリーを展開
26年	・事業本部制を導入 ・「買い物弱者支援」と「振り込み詐欺 未然防止のための声かけ支援」による ダブルサポート施策を展開
27年	・JA貯金1兆8,000億円突破 ・愛媛県と「災害時連携協力協定」締結 ・県内金融機関と 「災害発生時相互支援協定」締結
28年	・「JAバンクえひめ農業所得増大・ 地域活性化応援プログラム」を展開 ・信連貯金1兆5,000億円突破
29年	・JA貯金1兆9,000億円突破 ・移動金融店舗車を導入

JAバンクえひめの店舗網



JA愛媛県信連 本所

〒790-8555

愛媛県松山市南堀端町2番地3

TEL 089 (948) 5211 (受付)

FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	ATM 設置台数
う ま	14	17
西 条 市	9	10
新 居 浜 市	6	18
周 桑	16	15
越 智 今 治	30	31
今 治 立 花	3	4
松 山 市	43	42
えひめ中央	34	45
愛媛たいき	22	17
西 宇 和	10	22
東 宇 和	9	17
え ひ め 南	19	55
愛媛県信連	2	24
計	217	317

(注1) 平成30年7月1日現在

(注2) ATM設置台数は、他行などとの共同設置分を含みます。

最寄の店舗情報は、JAバンクえひめホームページ
「JAバンクなび」から検索できます。

(JAバンクえひめホームページ) <http://www.jabank-ehime.or.jp>



資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	44
●損益計算書	45
●経費の内訳	46
●キャッシュ・フロー計算書	47
●剰余金処分計算書	48
●注記表	49

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	63
●利益総括表	63
●資金運用収支の内訳	64
●受取・支払利息の増減額	64

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	65
●定期貯金残高	65

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	65
●貸出金の金利条件別内訳残高	65
●貸出金の担保別内訳残高	66
●債務保証見返の担保別内訳残高	66
●貸出金の使途別内訳残高	66
●貸出金の業種別残高	67
●主要な農業関係の貸出金残高	67
●受託貸付金残高	68
●リスク管理債権の状況	68
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	69
●元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	69
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	69
●貸出金償却の額	69

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	70
●商品有価証券種類別平均残高	70
●有価証券残存期間別残高	70

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	71
●金銭の信託の時価情報	71
●デリバティブ取引等	72

経営諸指標

●利益率	73
●貯貸率・貯証率	73

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	74
1. 自己資本の状況	74
2. 信用リスクに関する事項	77
3. 信用リスク削減手法に関する事項	80
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	81
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	83
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	84
8. 金利リスクに関する事項	85

財務諸表の適正性等に関する確認

	87
--	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	科 目	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	平成28年度 (平成29年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	2,067	1,795	貯 金	1,581,582	1,505,969
預 け 金	1,013,054	986,464	当 座 貯 金	8,760	8,579
系 統 預 け 金	1,006,896	982,053	普 通 貯 金	10,704	4,629
系 統 外 預 け 金	6,157	4,410	貯 蓄 貯 金	37	37
金 銭 の 信 託	1,001	997	通 知 貯 金	3,000	1,500
有 価 証 券	546,788	508,757	別 段 貯 金	10,454	11,304
国 債	150,696	200,929	定 期 貯 金	1,548,602	1,479,891
地 方 債	13,017	12,678	定 期 積 金	23	27
社 債	14,261	40,577	譲 渡 性 貯 金	9,776	13,949
外 国 証 券	92,655	92,770	借 用 金	22,542	5,658
受 益 証 券	276,158	161,802	代 理 業 務 勘 定	0	2
貸 出 金	95,074	88,606	そ の 他 負 債	1,484	983
手 形 貸 付	299	317	貸 付 留 保 金	514	-
証 書 貸 付	63,424	56,232	未 払 法 人 税 等	249	490
当 座 貸 越	918	1,047	従 業 員 預 り 金	70	71
金 融 機 関 貸 付	30,432	31,009	仮 受 金	330	63
そ の 他 資 産	2,488	2,265	そ の 他 の 負 債	93	105
従 業 員 貸 付 金	365	370	未 払 費 用	225	250
差 入 保 証 金	81	81	前 受 収 益	1	1
金 融 派 生 商 品 資 産	394	278	諸 引 当 金	3,454	3,374
仮 払 金	287	7	相 互 援 助 積 立 金	2,276	2,219
そ の 他 の 資 産	207	202	賞 与 引 当 金	83	82
未 収 収 益	1,149	1,322	退 職 給 付 引 当 金	1,062	1,049
前 払 費 用	2	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32	22
有 形 固 定 資 産	1,595	1,629	繰 延 税 金 負 債	1,015	6,154
建 物	522	548	債 務 保 証	201	249
土 地	1,045	1,045	負 債 の 部 合 計	1,620,056	1,536,343
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	27	36	(純資産の部)		
無 形 固 定 資 産	11	23	出 資 金	43,010	43,010
ソ フ ト ウ ェ ア	7	19	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4	4	再 評 価 積 立 金	3	3
外 部 出 資	62,493	62,493	利 益 剰 余 金	57,701	56,415
系 統 出 資	61,521	61,521	利 益 準 備 金	25,955	25,155
系 統 外 出 資	911	911	そ の 他 利 益 剰 余 金	31,745	31,260
子 会 社 等 出 資	60	60	経 営 安 定 化 対 策 積 立 金	2,500	1,800
債 務 保 証 見 返	201	249	特 別 積 立 金	23,390	23,390
貸 倒 引 当 金	△ 384	△ 495	当 期 未 処 分 剰 余 金	5,855	6,069
			(うち当期剰余金)	(3,485)	(3,672)
			会 員 資 本 合 計	100,715	99,429
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,697	15,772
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,923	1,243
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,620	17,016
			純 資 産 の 部 合 計	104,335	116,445
資 産 の 部 合 計	1,724,392	1,652,788	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,724,392	1,652,788

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		平成29年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	平成28年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
経	常 収 益	19,944	18,290
	資 金 運 用 収 益	16,357	15,208
	貸 出 金 利 息	1,774	1,848
	預 け 金 利 息	137	206
	有価証券利息配当金	7,888	6,637
	その他の受入利息	6,556	6,515
	(うち受取奨励金)	(5,859)	(5,849)
	(うち受取特別配当金)	(688)	(656)
	(うち買入金銭債権利息)	(4)	(5)
	役 務 取 引 等 収 益	1,138	1,107
	受 入 為 替 手 数 料	34	32
	その他の受入手数料	1,103	1,073
	その他の役務取引等収益	0	0
	そ の 他 事 業 収 益	1,731	1,398
	受 取 出 資 配 当 金	408	407
	国債等債券売却益	1,323	991
	そ の 他 経 常 収 益	716	576
	貸倒引当金戻入益	103	143
	償 却 債 権 取 立 益	0	-
	株 式 等 売 却 益	435	372
	金 銭 の 信 託 運 用 益	20	25
	その他の経常収益	157	36
経	常 費 用	15,779	13,791
	資 金 調 達 費 用	9,124	8,598
	貯 金 利 息	169	298
	譲 渡 性 貯 金 利 息	5	5
	借 用 金 利 息	0	0
	そ の 他 支 払 利 息	8,950	8,294
	(うち支払奨励金)	(8,949)	(8,293)
	役 務 取 引 等 費 用	1,098	1,068
	支 払 為 替 手 数 料	7	7
	その他の支払手数料	1,090	1,060
	そ の 他 事 業 費 用	3,379	1,847
	支 払 助 成 金	1,338	845
	国債等債券売却損	276	86
	国債等債券償還損	1,764	914
	金融派生商品費用	0	1
	経 費	2,104	2,196
	人 件 費	1,196	1,274
	物 件 費	846	859
	税 金	61	61
	そ の 他 経 常 費 用	72	79
	相互援助積立金繰入額	56	53
	その他の経常費用	16	25
経	常 利 益	4,164	4,499
特	別 利 益	6	0
	固 定 資 産 処 分 益	6	0
	そ の 他 の 特 別 利 益	0	0
特	別 損 失	0	0
	固 定 資 産 処 分 損	0	0
	そ の 他 の 特 別 損 失	0	0
税	引 前 当 期 利 益	4,170	4,499
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	692	779
法	人 税 等 調 整 額	△ 7	47
法	人 税 等 合 計	684	826
当	期 剰 余 金	3,485	3,672
当	期 首 繰 越 剰 余 金	2,369	2,396
当	期 末 処 分 剰 余 金	5,855	6,069

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目		平成29年度	平成28年度
人	件 費	1,196	1,274
	役 員 報 酬	70	67
	給 料 手 当	868	901
	うち賞与引当金繰入額	83	82
	福 利 厚 生 費	195	193
	退 職 給 付 費 用	52	103
	役 員 退 職 慰 労 金	0	0
	役員退職慰労引当金繰入額	9	8
物	件 費	846	859
	事 業 推 進 費	72	71
	債 権 管 理 費	1	2
	旅 費 交 通 費	45	48
	業 務 費	418	438
	負 担 金	137	128
	施 設 費	164	166
	雑 費	4	4
税 金		61	61
合 計		2,104	2,196



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	平成28年度 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,170	4,499
減価償却費	49	55
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 110	△ 192
退職給付引当金の増減額(△は減少)	12	△ 66
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	67	28
資金運用収益	△ 16,357	△ 15,208
資金調達費用	9,124	8,598
有価証券関係損益(△は益)	281	△ 362
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 20	△ 25
為替差損益(△は益)	824	758
貸出金の純増(△)減	△ 6,467	△ 163
預け金の純増(△)減	△ 34,000	△ 2,000
貯金の純増減(△)	71,438	123,781
借入金の純増減(△)	16,884	4,584
資金運用による収入	16,627	15,595
資金調達による支出	△ 9,168	△ 8,646
事業分量配当金の支払額	△ 1,397	△ 1,311
その他	504	△ 82
小 計	52,463	129,840
法人税等の支払額	△ 933	△ 1,302
事業活動によるキャッシュ・フロー	51,530	128,538
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 202,597	△ 176,701
有価証券の売却による収入	67,760	42,204
有価証券の償還による収入	76,967	37,828
固定資産の取得による支出	△ 3	△ 27
固定資産の売却による収入	6	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,866	△ 96,693
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 7,138	31,041
VI 現金及び現金同等物の期首残高	59,226	28,184
VII 現金及び現金同等物の期末残高	52,087	59,226

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成29年度	平成28年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,855	6,069
2 剰 余 金 処 分 額	3,906	3,700
(1) 利 益 準 備 金	700	800
(2) 任 意 積 立 金	900	700
経営安定化対策積立金	900	700
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,504	1,397
3 次 期 繰 越 剰 余 金	1,948	2,369

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりです。

平成29年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
 平成28年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成29年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,504百万円
 平成28年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,397百万円

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	2,500

注記表

平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債務者の財務諸表に基づきキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額等を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。 ⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛JAバンクの信用事業の再編・強化を図り、もってJAバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県JAバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。	建 物	3年～50年	その他	4年～15年
建 物	3年～50年				
その他	4年～15年				

項 目	注 記 事 項												
2 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,169百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>13百万円</td><td>50百万円</td><td>64百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 2,109百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、495百万円です。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は162百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。 (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は162百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末残高はありません。 (13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は61,766百万円です。 (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 27,243百万円が含まれております。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	13百万円	50百万円	64百万円				
	1年以内	1年超	合計										
オペレーティング・リース	13百万円	50百万円	64百万円										
3 損益計算書に関する注記	<table><tr><td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>0 〃</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>318百万円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>318 〃</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr></table> (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は6百万円です。	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	318百万円	うち事業取引高	318 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円												
うち事業取引高	0 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												
(2) 子会社等との取引による費用総額	318百万円												
うち事業取引高	318 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												

項 目	注 記 事 項
4 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。また、有価証券は債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理課は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理課において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理課において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部体制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領並びにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。

項 目	注 記 事 項																																																																
4 金融商品に関する注記	(e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.19%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,462百万円減少するものと把握しております。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なる場合もあります。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>1,013,054 百万円</td><td>1,012,814 百万円</td><td>△240 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>1,001 〃</td><td>1,001 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>546,788 〃</td><td>546,788 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>95,439 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>△379 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>95,059 〃</td><td>95,795 百万円</td><td>735 百万円</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,655,905 〃</td><td>1,656,401 〃</td><td>495 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,591,358 〃</td><td>1,590,899 〃</td><td>△459 〃</td></tr><tr><td>借入金</td><td>22,542 〃</td><td>22,488 〃</td><td>△53 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,613,900 〃</td><td>1,613,387 〃</td><td>△513 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>394 百万円</td><td>394 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>394 〃</td><td>394 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table> (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金365百万円を含めております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,776百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。 ② 金融商品の時価の算定方法 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。 c 有価証券 有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	1,013,054 百万円	1,012,814 百万円	△240 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	1,001 〃	1,001 〃	－ 〃	有価証券				その他有価証券	546,788 〃	546,788 〃	－ 〃	貸出金	95,439 〃			貸倒引当金	△379 〃			貸倒引当金控除後	95,059 〃	95,795 百万円	735 百万円	資産計	1,655,905 〃	1,656,401 〃	495 〃	貯金	1,591,358 〃	1,590,899 〃	△459 〃	借入金	22,542 〃	22,488 〃	△53 〃	負債計	1,613,900 〃	1,613,387 〃	△513 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	394 百万円	394 百万円	－ 百万円	デリバティブ取引計	394 〃	394 〃	－ 〃
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																														
預け金	1,013,054 百万円	1,012,814 百万円	△240 百万円																																																														
金銭の信託																																																																	
その他の金銭の信託	1,001 〃	1,001 〃	－ 〃																																																														
有価証券																																																																	
その他有価証券	546,788 〃	546,788 〃	－ 〃																																																														
貸出金	95,439 〃																																																																
貸倒引当金	△379 〃																																																																
貸倒引当金控除後	95,059 〃	95,795 百万円	735 百万円																																																														
資産計	1,655,905 〃	1,656,401 〃	495 〃																																																														
貯金	1,591,358 〃	1,590,899 〃	△459 〃																																																														
借入金	22,542 〃	22,488 〃	△53 〃																																																														
負債計	1,613,900 〃	1,613,387 〃	△513 〃																																																														
デリバティブ取引																																																																	
ヘッジ会計が適用されているもの	394 百万円	394 百万円	－ 百万円																																																														
デリバティブ取引計	394 〃	394 〃	－ 〃																																																														

項 目	注 記 事 項																																									
4 金融商品に関する注記	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																									
	【負債】																																									
	a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																									
	b 借入金 借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																									
	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、先物為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格となっております。																																									
	③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																									
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>外 部 出 資</td><td>62,493 百万円</td></tr></table>		貸借対照表計上額	外 部 出 資	62,493 百万円																																					
		貸借対照表計上額																																								
	外 部 出 資	62,493 百万円																																								
	④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																									
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>1,013,054 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>22,982 ♫</td><td>72,006 ♫</td><td>40,118 ♫</td><td>39,528 ♫</td><td>32,200 ♫</td><td>329,341 ♫</td></tr><tr><td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td><td>22,982 ♫</td><td>72,006 ♫</td><td>40,118 ♫</td><td>39,528 ♫</td><td>32,200 ♫</td><td>329,341 ♫</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>9,138 ♫</td><td>9,086 ♫</td><td>7,407 ♫</td><td>15,137 ♫</td><td>9,017 ♫</td><td>45,285 ♫</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,045,175 ♫</td><td>81,093 ♫</td><td>47,525 ♫</td><td>54,666 ♫</td><td>41,218 ♫</td><td>374,627 ♫</td></tr></table> (注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。） 507百万円については「1年以内」に含めております。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	1,013,054 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	22,982 ♫	72,006 ♫	40,118 ♫	39,528 ♫	32,200 ♫	329,341 ♫	その他の有価証券のうち満期があるもの	22,982 ♫	72,006 ♫	40,118 ♫	39,528 ♫	32,200 ♫	329,341 ♫	貸出金	9,138 ♫	9,086 ♫	7,407 ♫	15,137 ♫	9,017 ♫	45,285 ♫	合 計	1,045,175 ♫	81,093 ♫	47,525 ♫	54,666 ♫	41,218 ♫	374,627 ♫
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																				
預け金	1,013,054 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																				
有価証券	22,982 ♫	72,006 ♫	40,118 ♫	39,528 ♫	32,200 ♫	329,341 ♫																																				
その他の有価証券のうち満期があるもの	22,982 ♫	72,006 ♫	40,118 ♫	39,528 ♫	32,200 ♫	329,341 ♫																																				
貸出金	9,138 ♫	9,086 ♫	7,407 ♫	15,137 ♫	9,017 ♫	45,285 ♫																																				
合 計	1,045,175 ♫	81,093 ♫	47,525 ♫	54,666 ♫	41,218 ♫	374,627 ♫																																				
⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																										
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,561,592 百万円</td><td>19,933 百万円</td><td>46 百万円</td><td>9 百万円</td><td>0 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>9,776 ♫</td><td>－ ♫</td><td>－ ♫</td><td>－ ♫</td><td>－ ♫</td><td>－ ♫</td></tr><tr><td>借入金</td><td>42 ♫</td><td>1,000 ♫</td><td>4,200 ♫</td><td>17,300 ♫</td><td>－ ♫</td><td>－ ♫</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,571,410 ♫</td><td>20,933 ♫</td><td>4,246 ♫</td><td>17,309 ♫</td><td>0 ♫</td><td>－ ♫</td></tr></table> (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,561,592 百万円	19,933 百万円	46 百万円	9 百万円	0 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	9,776 ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫	借入金	42 ♫	1,000 ♫	4,200 ♫	17,300 ♫	－ ♫	－ ♫	合 計	1,571,410 ♫	20,933 ♫	4,246 ♫	17,309 ♫	0 ♫	－ ♫							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																				
貯金	1,561,592 百万円	19,933 百万円	46 百万円	9 百万円	0 百万円	－ 百万円																																				
譲渡性貯金	9,776 ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫	－ ♫																																				
借入金	42 ♫	1,000 ♫	4,200 ♫	17,300 ♫	－ ♫	－ ♫																																				
合 計	1,571,410 ♫	20,933 ♫	4,246 ♫	17,309 ♫	0 ♫	－ ♫																																				

項 目	注 記 事 項																																																																												
5 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。 その他有価証券において、貸借対照表計上額、種類毎の取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの</td><td>債 券</td><td>256,679 百万円</td><td>242,597 百万円</td><td>14,082 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>150,696 〃</td><td>146,123 〃</td><td>4,572 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>11,457 〃</td><td>11,104 〃</td><td>352 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>14,261 〃</td><td>13,941 〃</td><td>319 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>80,265 〃</td><td>71,428 〃</td><td>8,836 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>31,606 〃</td><td>30,555 〃</td><td>1,051 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>288,286 〃</td><td>273,153 〃</td><td>15,133 〃</td></tr><tr><td rowspan="5">貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの</td><td>債 券</td><td>13,950 百万円</td><td>14,915 百万円</td><td>△ 964 百万円</td></tr><tr><td>地方債</td><td>1,560 〃</td><td>1,564 〃</td><td>△ 3 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>12,390 〃</td><td>13,351 〃</td><td>△ 961 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>244,551 〃</td><td>256,375 〃</td><td>△11,823 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>258,502 〃</td><td>271,290 〃</td><td>△12,787 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>546,788 〃</td><td>544,443 〃</td><td>2,345 〃</td></tr></table> (注) 上記差額合計から繰延税金負債 649百万円を差し引いた金額 1,695百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>債 券</td><td>61,668百万円</td><td>1,323百万円</td><td>276百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,911 〃</td><td>433 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>67,580 〃</td><td>1,757 〃</td><td>276 〃</td></tr></table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	256,679 百万円	242,597 百万円	14,082 百万円	国 債	150,696 〃	146,123 〃	4,572 〃	地方債	11,457 〃	11,104 〃	352 〃	社 債	14,261 〃	13,941 〃	319 〃	その他	80,265 〃	71,428 〃	8,836 〃	そ の 他	31,606 〃	30,555 〃	1,051 〃	小 計	288,286 〃	273,153 〃	15,133 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	13,950 百万円	14,915 百万円	△ 964 百万円	地方債	1,560 〃	1,564 〃	△ 3 〃	その他	12,390 〃	13,351 〃	△ 961 〃	そ の 他	244,551 〃	256,375 〃	△11,823 〃	小 計	258,502 〃	271,290 〃	△12,787 〃	合 計		546,788 〃	544,443 〃	2,345 〃		売 却 額	売 却 益	売 却 損	債 券	61,668百万円	1,323百万円	276百万円	その他	5,911 〃	433 〃	－ 〃	合 計	67,580 〃	1,757 〃	276 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																									
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	256,679 百万円	242,597 百万円	14,082 百万円																																																																									
	国 債	150,696 〃	146,123 〃	4,572 〃																																																																									
	地方債	11,457 〃	11,104 〃	352 〃																																																																									
	社 債	14,261 〃	13,941 〃	319 〃																																																																									
	その他	80,265 〃	71,428 〃	8,836 〃																																																																									
	そ の 他	31,606 〃	30,555 〃	1,051 〃																																																																									
	小 計	288,286 〃	273,153 〃	15,133 〃																																																																									
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	13,950 百万円	14,915 百万円	△ 964 百万円																																																																									
	地方債	1,560 〃	1,564 〃	△ 3 〃																																																																									
	その他	12,390 〃	13,351 〃	△ 961 〃																																																																									
	そ の 他	244,551 〃	256,375 〃	△11,823 〃																																																																									
	小 計	258,502 〃	271,290 〃	△12,787 〃																																																																									
合 計		546,788 〃	544,443 〃	2,345 〃																																																																									
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																																																										
債 券	61,668百万円	1,323百万円	276百万円																																																																										
その他	5,911 〃	433 〃	－ 〃																																																																										
合 計	67,580 〃	1,757 〃	276 〃																																																																										
6 金銭の信託に関する注記	(1) 金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>1,001百万円</td><td>1,000百万円</td><td>1 百万円</td><td>1 百万円</td><td>－百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債 0百万円を差し引いた金額 1百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	1,001百万円	1,000百万円	1 百万円	1 百万円	－百万円																																																																
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの																																																																								
その他の 金銭の信託	1,001百万円	1,000百万円	1 百万円	1 百万円	－百万円																																																																								
7 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>1,049百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>52 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△39 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>1,062 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>1,062百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>1,062百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>52百万円</td></tr></table>	期首における退職給付引当金	1,049百万円	退職給付費用	52 〃	退職給付の支払額	△39 〃	期末における退職給付引当金	1,062 〃	退職給付債務	1,062百万円	退職給付引当金	1,062百万円	簡便法で計算した退職給付費用	52百万円																																																														
期首における退職給付引当金	1,049百万円																																																																												
退職給付費用	52 〃																																																																												
退職給付の支払額	△39 〃																																																																												
期末における退職給付引当金	1,062 〃																																																																												
退職給付債務	1,062百万円																																																																												
退職給付引当金	1,062百万円																																																																												
簡便法で計算した退職給付費用	52百万円																																																																												

項 目	注 記 事 項																																																																					
7 退職給付に関する注記	(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、179百万円となっております。																																																																					
8 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>19</td><td>百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>294</td><td>〃</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>23</td><td>〃</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>630</td><td>〃</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>42</td><td>〃</td></tr><tr><td>常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額</td><td>7</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>17</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,034</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△652</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>382</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△650</td><td>百万円</td></tr><tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>△736</td><td>〃</td></tr><tr><td>外債未収利息</td><td>△11</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△1,398</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td><td>△1,015</td><td>〃</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.7</td><td>%</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.4</td><td>%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△1.3</td><td>〃</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△10.0</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△0.4</td><td>〃</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>16.4</td><td>〃</td></tr></table>	繰延税金資産			貸倒引当金超過額	19	百万円	退職給付引当金超過額	294	〃	賞与引当金超過額	23	〃	相互援助積立金超過額	630	〃	未払事業税	42	〃	常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額	7	〃	その他	17	〃	繰延税金資産小計	1,034	〃	評価性引当額	△652	〃	繰延税金資産合計 (A)	382	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△650	百万円	繰延ヘッジ損益	△736	〃	外債未収利息	△11	〃	繰延税金負債合計 (B)	△1,398	〃	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,015	〃	法定実効税率 (調整)	27.7	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3	〃	事業分量配当金	△10.0	〃	評価性引当額の増減	△0.4	〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.4	〃
繰延税金資産																																																																						
貸倒引当金超過額	19	百万円																																																																				
退職給付引当金超過額	294	〃																																																																				
賞与引当金超過額	23	〃																																																																				
相互援助積立金超過額	630	〃																																																																				
未払事業税	42	〃																																																																				
常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額	7	〃																																																																				
その他	17	〃																																																																				
繰延税金資産小計	1,034	〃																																																																				
評価性引当額	△652	〃																																																																				
繰延税金資産合計 (A)	382	〃																																																																				
繰延税金負債																																																																						
その他有価証券評価差額金	△650	百万円																																																																				
繰延ヘッジ損益	△736	〃																																																																				
外債未収利息	△11	〃																																																																				
繰延税金負債合計 (B)	△1,398	〃																																																																				
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△1,015	〃																																																																				
法定実効税率 (調整)	27.7	%																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3	〃																																																																				
事業分量配当金	△10.0	〃																																																																				
評価性引当額の増減	△0.4	〃																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.4	〃																																																																				
9 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。 <table><tr><td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>60</td><td>百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>225</td><td>〃</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td><td>10</td><td>〃</td></tr></table>	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	225	〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	10	〃																																																												
関連法人等に対する投資の金額	60	百万円																																																																				
持分法を適用した場合の投資の金額	225	〃																																																																				
持分法を適用した場合の投資利益の金額	10	〃																																																																				
10 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。																																																																					

注記表

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定） なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債務者の財務諸表に基づきキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額等を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。	建 物	3年～50年	その他	4年～15年
建 物	3年～50年				
その他	4年～15年				

項 目	注 記 事 項								
2 会計方針の変更に関する注記	(1) 「平成28年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物にかかる減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この結果、当年度の経常利益および税引前当期利益はそれぞれ1百万円増加しております。 (2) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。 回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産の額と、前年度末の繰延税金資産の額との差額を、当年度の期首の繰越剰余金に加算しております。 この結果、当年度の期首において、繰延税金資産および繰越剰余金がそれぞれ11百万円増加しております。 当年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、第3損益計算書の当期首繰越剰余金および第6附属明細書 1 計算書類に関する事項(1)会員資本の当期末処分剰余金の当期首残高はそれぞれ11百万円増加しております。								
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,132百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>2百万円</td><td>8百万円</td><td>11百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 3,195百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、534百万円です。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 貸出金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は495百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。 (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。 (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は495百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、当期末残高はありません。 (13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は58,546百万円です。 (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 27,243百万円が含まれております。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	2百万円	8百万円	11百万円
	1年以内	1年超	合計						
オペレーティング・リース	2百万円	8百万円	11百万円						

項 目	注 記 事 項
4 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 〃 うち事業取引以外の取引高 — 〃 (2) 子会社等との取引による費用総額 315百万円 うち事業取引高 315 〃 うち事業取引以外の取引高 — 〃 (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は48百万円です。
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。また、有価証券は債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理課は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理課において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理課において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。

項 目	注 記 事 項																																																												
5 金融商品に関する注記	(d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部体制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,012百万円減少するものと把握しております。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なる場合もあります。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>986,464 百万円</td><td>986,134 百万円</td><td>△329 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>997 〃</td><td>997 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>508,757 〃</td><td>508,757 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>88,976 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>△493 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>88,483 〃</td><td>89,565 百万円</td><td>1,082 百万円</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,584,703 〃</td><td>1,585,455 〃</td><td>752 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,519,919 〃</td><td>1,519,301 〃</td><td>△617 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,519,919 〃</td><td>1,519,301 〃</td><td>△617 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>278 百万円</td><td>278 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>278 〃</td><td>278 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table> (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金370百万円を含めております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金13,949百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。 ② 金融商品の時価の算定方法 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	986,464 百万円	986,134 百万円	△329 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	997 〃	997 〃	－ 〃	有価証券				その他有価証券	508,757 〃	508,757 〃	－ 〃	貸出金	88,976 〃			貸倒引当金	△493 〃			貸倒引当金控除後	88,483 〃	89,565 百万円	1,082 百万円	資産計	1,584,703 〃	1,585,455 〃	752 〃	貯金	1,519,919 〃	1,519,301 〃	△617 〃	負債計	1,519,919 〃	1,519,301 〃	△617 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	278 百万円	278 百万円	－ 百万円	デリバティブ取引計	278 〃	278 〃	－ 〃
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																										
預け金	986,464 百万円	986,134 百万円	△329 百万円																																																										
金銭の信託																																																													
その他の金銭の信託	997 〃	997 〃	－ 〃																																																										
有価証券																																																													
その他有価証券	508,757 〃	508,757 〃	－ 〃																																																										
貸出金	88,976 〃																																																												
貸倒引当金	△493 〃																																																												
貸倒引当金控除後	88,483 〃	89,565 百万円	1,082 百万円																																																										
資産計	1,584,703 〃	1,585,455 〃	752 〃																																																										
貯金	1,519,919 〃	1,519,301 〃	△617 〃																																																										
負債計	1,519,919 〃	1,519,301 〃	△617 〃																																																										
デリバティブ取引																																																													
ヘッジ会計が適用されているもの	278 百万円	278 百万円	－ 百万円																																																										
デリバティブ取引計	278 〃	278 〃	－ 〃																																																										

項 目	注 記 事 項																																										
5 金融商品に関する注記	b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																										
	c 有価証券 有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。																																										
	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																										
	【負債】																																										
	a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																										
	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、先物為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格となっております。																																										
	③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																										
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>外 部 出 資</td><td>62,493 百万円</td></tr></table>		貸借対照表計上額	外 部 出 資	62,493 百万円																																						
	貸借対照表計上額																																										
外 部 出 資	62,493 百万円																																										
④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>986,464 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>25,354 〃</td><td>51,810 〃</td><td>84,303 〃</td><td>40,330 〃</td><td>36,990 〃</td><td>257,622 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>25,354 〃</td><td>51,810 〃</td><td>84,303 〃</td><td>40,330 〃</td><td>36,990 〃</td><td>257,622 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>10,798 〃</td><td>7,293 〃</td><td>8,463 〃</td><td>6,247 〃</td><td>8,701 〃</td><td>47,083 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,022,617 〃</td><td>59,103 〃</td><td>92,766 〃</td><td>46,578 〃</td><td>45,691 〃</td><td>304,706 〃</td></tr></table> (注) 1.貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。） 227百万円については「1年以内」に含めております。 2.貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 17百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	986,464 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	25,354 〃	51,810 〃	84,303 〃	40,330 〃	36,990 〃	257,622 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	25,354 〃	51,810 〃	84,303 〃	40,330 〃	36,990 〃	257,622 〃	貸出金	10,798 〃	7,293 〃	8,463 〃	6,247 〃	8,701 〃	47,083 〃	合 計	1,022,617 〃	59,103 〃	92,766 〃	46,578 〃	45,691 〃	304,706 〃
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																					
預け金	986,464 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																					
有価証券	25,354 〃	51,810 〃	84,303 〃	40,330 〃	36,990 〃	257,622 〃																																					
その他有価証券のうち満期があるもの	25,354 〃	51,810 〃	84,303 〃	40,330 〃	36,990 〃	257,622 〃																																					
貸出金	10,798 〃	7,293 〃	8,463 〃	6,247 〃	8,701 〃	47,083 〃																																					
合 計	1,022,617 〃	59,103 〃	92,766 〃	46,578 〃	45,691 〃	304,706 〃																																					
⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,472,004 百万円</td><td>33,851 百万円</td><td>104 百万円</td><td>0 百万円</td><td>9 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>13,949 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,485,954 〃</td><td>33,851 〃</td><td>104 〃</td><td>0 〃</td><td>9 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table> (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,472,004 百万円	33,851 百万円	104 百万円	0 百万円	9 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	13,949 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,485,954 〃	33,851 〃	104 〃	0 〃	9 〃	－ 〃														
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																					
貯金	1,472,004 百万円	33,851 百万円	104 百万円	0 百万円	9 百万円	－ 百万円																																					
譲渡性貯金	13,949 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																					
合 計	1,485,954 〃	33,851 〃	104 〃	0 〃	9 〃	－ 〃																																					

項 目	注 記 事 項																																																																																
6 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。 その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表計上額</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの</td><td>債 券</td><td>306,976 百万円</td><td>329,357 百万円</td><td>22,380 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>187,140 〃</td><td>195,053 〃</td><td>7,912 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>11,705 〃</td><td>12,193 〃</td><td>488 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>39,870 〃</td><td>40,577 〃</td><td>706 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>68,259 〃</td><td>81,533 〃</td><td>13,273 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>56,976 〃</td><td>58,224 〃</td><td>1,247 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>363,953 〃</td><td>387,581 〃</td><td>23,628 〃</td></tr><tr><td rowspan="5">貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの</td><td>債 券</td><td>17,986 百万円</td><td>17,597 百万円</td><td>△388 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>5,932 〃</td><td>5,875 〃</td><td>△56 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>485 〃</td><td>484 〃</td><td>△0 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>11,569 〃</td><td>11,237 〃</td><td>△332 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>105,000 〃</td><td>103,578 〃</td><td>△1,421 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>122,986 〃</td><td>121,175 〃</td><td>△1,810 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>486,939 〃</td><td>508,757 〃</td><td>21,817 〃</td></tr></table> (注) 上記差額合計から繰延税金負債 6,043百万円を差し引いた金額 15,774百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>債 券</td><td>36,842百万円</td><td>991百万円</td><td>86百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,361 〃</td><td>372 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>42,204 〃</td><td>1,363 〃</td><td>86 〃</td></tr></table>		種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	306,976 百万円	329,357 百万円	22,380 百万円	国 債	187,140 〃	195,053 〃	7,912 〃	地方債	11,705 〃	12,193 〃	488 〃	社 債	39,870 〃	40,577 〃	706 〃	その他	68,259 〃	81,533 〃	13,273 〃	そ の 他	56,976 〃	58,224 〃	1,247 〃	小 計	363,953 〃	387,581 〃	23,628 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	17,986 百万円	17,597 百万円	△388 百万円	国 債	5,932 〃	5,875 〃	△56 〃	地方債	485 〃	484 〃	△0 〃	その他	11,569 〃	11,237 〃	△332 〃	そ の 他	105,000 〃	103,578 〃	△1,421 〃	小 計	122,986 〃	121,175 〃	△1,810 〃	合 計		486,939 〃	508,757 〃	21,817 〃		売 却 額	売 却 益	売 却 損	債 券	36,842百万円	991百万円	86百万円	その他	5,361 〃	372 〃	－ 〃	合 計	42,204 〃	1,363 〃	86 〃
	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額																																																																													
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債 券	306,976 百万円	329,357 百万円	22,380 百万円																																																																													
	国 債	187,140 〃	195,053 〃	7,912 〃																																																																													
	地方債	11,705 〃	12,193 〃	488 〃																																																																													
	社 債	39,870 〃	40,577 〃	706 〃																																																																													
	その他	68,259 〃	81,533 〃	13,273 〃																																																																													
	そ の 他	56,976 〃	58,224 〃	1,247 〃																																																																													
	小 計	363,953 〃	387,581 〃	23,628 〃																																																																													
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債 券	17,986 百万円	17,597 百万円	△388 百万円																																																																													
	国 債	5,932 〃	5,875 〃	△56 〃																																																																													
	地方債	485 〃	484 〃	△0 〃																																																																													
	その他	11,569 〃	11,237 〃	△332 〃																																																																													
	そ の 他	105,000 〃	103,578 〃	△1,421 〃																																																																													
小 計	122,986 〃	121,175 〃	△1,810 〃																																																																														
合 計		486,939 〃	508,757 〃	21,817 〃																																																																													
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																																																														
債 券	36,842百万円	991百万円	86百万円																																																																														
その他	5,361 〃	372 〃	－ 〃																																																																														
合 計	42,204 〃	1,363 〃	86 〃																																																																														
7 金銭の信託に関する注記	(1) 金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>997百万円</td><td>1,000百万円</td><td>△2百万円</td><td>－百万円</td><td>2百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債 △0百万円を差し引いた金額 △1百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	997百万円	1,000百万円	△2百万円	－百万円	2百万円																																																																				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの																																																																												
その他の 金銭の信託	997百万円	1,000百万円	△2百万円	－百万円	2百万円																																																																												
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>1,116百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>103 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△169 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>1,049 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>1,049百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>1,049百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>103百万円</td></tr></table>	期首における退職給付引当金	1,116百万円	退職給付費用	103 〃	退職給付の支払額	△169 〃	期末における退職給付引当金	1,049 〃	退職給付債務	1,049百万円	退職給付引当金	1,049百万円	簡便法で計算した退職給付費用	103百万円																																																																		
期首における退職給付引当金	1,116百万円																																																																																
退職給付費用	103 〃																																																																																
退職給付の支払額	△169 〃																																																																																
期末における退職給付引当金	1,049 〃																																																																																
退職給付債務	1,049百万円																																																																																
退職給付引当金	1,049百万円																																																																																
簡便法で計算した退職給付費用	103百万円																																																																																

項 目	注 記 事 項																																																																								
8 退職給付に関する注記	(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、187百万円となっております。																																																																								
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td colspan="3">繰延税金資産</td></tr><tr><td>貸倒引当金超過額</td><td>51</td><td>百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>290</td><td>〃</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>22</td><td>〃</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>614</td><td>〃</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>48</td><td>〃</td></tr><tr><td>常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額</td><td>5</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>17</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,051</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△668</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>383</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="3">繰延税金負債</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△6,042</td><td>百万円</td></tr><tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>△476</td><td>〃</td></tr><tr><td>外債未収利息</td><td>△18</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△6,538</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td><td>△6,154</td><td>〃</td></tr></table> (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.7</td><td>%</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.4</td><td>%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△0.6</td><td>〃</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△8.6</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>△0.6</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>0.1</td><td>〃</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>18.4</td><td>〃</td></tr></table>	繰延税金資産			貸倒引当金超過額	51	百万円	退職給付引当金超過額	290	〃	賞与引当金超過額	22	〃	相互援助積立金超過額	614	〃	未払事業税	48	〃	常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額	5	〃	その他	17	〃	繰延税金資産小計	1,051	〃	評価性引当額	△668	〃	繰延税金資産合計 (A)	383	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△6,042	百万円	繰延ヘッジ損益	△476	〃	外債未収利息	△18	〃	繰延税金負債合計 (B)	△6,538	〃	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,154	〃	法定実効税率 (調整)	27.7	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	〃	事業分量配当金	△8.6	〃	評価性引当額の増減	△0.6	〃	その他	0.1	〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4	〃
繰延税金資産																																																																									
貸倒引当金超過額	51	百万円																																																																							
退職給付引当金超過額	290	〃																																																																							
賞与引当金超過額	22	〃																																																																							
相互援助積立金超過額	614	〃																																																																							
未払事業税	48	〃																																																																							
常勤役員にかかる役員退職慰労引当金超過額	5	〃																																																																							
その他	17	〃																																																																							
繰延税金資産小計	1,051	〃																																																																							
評価性引当額	△668	〃																																																																							
繰延税金資産合計 (A)	383	〃																																																																							
繰延税金負債																																																																									
その他有価証券評価差額金	△6,042	百万円																																																																							
繰延ヘッジ損益	△476	〃																																																																							
外債未収利息	△18	〃																																																																							
繰延税金負債合計 (B)	△6,538	〃																																																																							
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,154	〃																																																																							
法定実効税率 (調整)	27.7	%																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%																																																																							
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	〃																																																																							
事業分量配当金	△8.6	〃																																																																							
評価性引当額の増減	△0.6	〃																																																																							
その他	0.1	〃																																																																							
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4	〃																																																																							
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。 <table><tr><td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>60</td><td>百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>214</td><td>〃</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td><td>6</td><td>〃</td></tr></table>	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	214	〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	6	〃																																																															
関連法人等に対する投資の金額	60	百万円																																																																							
持分法を適用した場合の投資の金額	214	〃																																																																							
持分法を適用した場合の投資利益の金額	6	〃																																																																							
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。																																																																								

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
経 常 収 益	19,944	18,290	18,801	16,938	16,587
経 常 利 益	4,164	4,499	5,575	4,923	4,467
当 期 剰 余 金	3,485	3,672	4,436	4,024	3,510
出 資 金	43,010	43,010	43,010	43,010	43,010
(出 資 口 数)	(8,602,123)	(8,602,125)	(8,602,125)	(8,602,135)	(8,602,135)
純 資 産 額	104,335	116,445	122,153	121,590	111,617
総 資 産 額	1,724,392	1,652,788	1,533,399	1,447,273	1,447,191
貯 金 等 残 高	1,591,358	1,519,919	1,396,138	1,340,155	1,323,161
貸 出 金 残 高	95,074	88,606	88,442	91,670	93,230
有 価 証 券 残 高	546,788	508,757	421,676	443,875	378,133
剰 余 金 配 当 金 額	2,306	2,200	2,114	2,381	2,219
普通出資配当額	623	623	623	623	623
後配出資配当額	179	179	179	179	179
事業分量配当額	1,504	1,397	1,311	1,578	1,416
職 員 数	138	135	133	136	133
単 体 自 己 資 本 比 率	21.23	22.72	24.82	25.34	27.73

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度	平成28年度	増 減
資 金 運 用 収 支	7,238	6,615	623
役 務 取 引 等 収 支	39	38	1
そ の 他 事 業 収 支	△ 1,647	△ 449	△ 1,198
事 業 粗 利 益	5,630	6,204	△ 573
(事 業 粗 利 益 率)	(0.35)	(0.41)	(△ 0.06)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度			平成28年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,614,261	16,357	1.013	1,497,923	15,208	1.015
う ち 預 け 金	1,014,524	6,685	0.659	963,269	6,712	0.697
う ち 有 価 証 券	504,469	7,888	1.564	443,154	6,637	1.498
う ち 貸 出 金	91,596	1,774	1.938	87,074	1,848	2.123
資 金 調 達 勘 定	1,575,048	9,124	0.579	1,459,326	8,598	0.589
う ち 貯 金・定 積	1,541,571	9,118	0.592	1,435,124	8,592	0.599
う ち 譲 渡 性 貯 金	21,961	5	0.024	20,193	5	0.028
う ち 借 用 金	11,426	0	0.000	3,924	0	0.002
経 費	2,104			2,196		
資 金 調 達 原 価 率	—		0.713	—		0.740
総 資 金 利 ざ や	—		0.300	—		0.275

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息
 ＋その他支払利息(支払雑利息等)
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれております。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成29年度増減額	平成28年度増減額
受 取 利 息	1,149	207
う ち 預 け 金	△ 26	47
う ち 有 価 証 券	1,251	349
う ち 貸 出 金	△ 73	△ 188
支 払 利 息	525	417
う ち 貯 金・定 積	526	423
う ち 譲 渡 性 貯 金	△ 0	△ 6
う ち 借 用 金	△ 0	△ 0
差 引	623	△ 209

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
流動性貯金	23,544 (1.5)	22,411 (1.5)	1,132
定期性貯金	1,517,613 (97.1)	1,412,362 (97.0)	105,250
その他の貯金	414 (0.0)	350 (0.0)	63
計	1,541,571 (98.6)	1,435,124 (98.6)	106,446
譲渡性貯金	21,961 (1.4)	20,193 (1.4)	1,768
合 計	1,563,533 (100.0)	1,455,318 (100.0)	108,214

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
定期貯金	1,548,602 (100.0)	1,479,891 (100.0)	68,711
うち固定金利定期	1,548,602 (100.0)	1,479,891 (100.0)	68,711
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
手形貸付	348	448	△ 99
証書貸付	59,211	55,269	3,942
当座貸越	1,307	1,258	49
金融機関貸付	30,725	30,096	629
割引手形	2	2	0
合 計	91,596	87,074	4,521

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
固定金利貸出	52,932 (55.7)	41,229 (46.5)	11,703
変動金利貸出	42,142 (44.3)	47,377 (53.5)	△ 5,235
合 計	95,074 (100.0)	88,606 (100.0)	6,467

- (注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
貯金・定期積金等	210	157	53
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	393	655	△ 262
そ の 他 担 保 物	2,162	2,464	△ 302
小 計	2,765	3,276	△ 510
農業信用基金協会保証	139	28	110
そ の 他 保 証	748	987	△ 239
小 計	887	1,016	△ 128
信 用	91,420	84,314	7,106
合 計	95,074	88,606	6,467

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	31	36	△ 5
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	31	36	△ 5
信 用	169	212	△ 42
合 計	201	249	△ 47

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
設 備 資 金	5,850 (6.2)	5,796 (6.5)	53
運 転 資 金	89,224 (93.8)	82,810 (93.5)	6,413
合 計	95,074 (100.0)	88,606 (100.0)	6,467

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
農 業	280 (0.3)	185 (0.2)	94
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	5,884 (6.2)	3,412 (3.9)	2,471
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	230 (0.2)	280 (0.3)	△ 49
電気・ガス・熱供給・水道業	1,050 (1.1)	1,050 (1.2)	—
運 輸 ・ 通 信 業	6,833 (7.2)	5,165 (5.8)	1,667
卸売・小売業・飲食店	2,429 (2.6)	4,295 (4.8)	△ 1,865
金 融 ・ 保 険 業	33,449 (35.2)	35,654 (40.2)	△ 2,205
不 動 産 業	1,371 (1.4)	1,405 (1.6)	△ 33
サ ー ビ ス 業	12,876 (13.5)	9,182 (10.4)	3,693
地 方 公 共 団 体	22,306 (23.5)	23,140 (26.1)	△ 833
そ の 他	8,362 (8.8)	4,834 (5.5)	3,527
合 計	95,074 (100.0)	88,606 (100.0)	6,467

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
農 業	294	205	88
穀 作	3	2	1
野 菜 ・ 園 芸	49	53	△ 3
果樹・樹園農業	63	37	26
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	75	28	46
養 鶏 ・ 鶏 卵	18	10	8
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	83	74	9
農業関連団体等	2,055	1,546	509
合 計	2,349	1,752	597

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれております。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	2,349	1,752	597
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	2,349	1,752	597

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,122	1,210	△ 88
そ の 他	40	47	△ 7
合 計	1,162	1,258	△ 95

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	1,122	1,210	△ 88
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	52	56	△ 3
(独)住宅金融支援機構	4,029	4,914	△ 884
(独)福祉医療機構	6	41	△ 34
農 業 改 良 資 金	—	—	—
就 農 支 援 資 金	40	47	△ 7
合 計	5,252	6,271	△ 1,018

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	—	—	—
延 滞 債 権 額	162	495	△ 333
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	162	495	△ 333

- (注) 1. 破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3カ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	—	—	3	3
危 険 債 権	162	27	42	67	137
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	166	27	42	71	141
正 常 債 権	95,162				
合 計	95,328				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績などを基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっておりませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成29年度					平成28年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	298	313	—	298	313	298	298	—	298	298
個別貸倒引当金	196	71	6	189	71	388	196	48	339	196
合 計	495	384	6	488	384	687	495	48	638	495

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	平成28年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成29年度および平成28年度においては発生しておりません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成29年度	平成28年度	増 減
国 債	145,215	188,195	△ 42,979
地 方 債	11,715	17,971	△ 6,256
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	25,872	44,501	△ 18,629
株 式	—	—	—
外 国 証 券	80,315	78,636	1,678
受 益 証 券	241,350	113,849	127,501
投 資 証 券	—	—	—
合 計	504,469	443,154	61,314

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成29年度								
国 債	14,146	89,308	44,188	—	—	3,053	—	150,696
地 方 債	—	8,636	2,820	—	1,560	—	—	13,017
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	3,731	5,109	—	—	—	5,420	—	14,261
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	2,989	9,640	24,073	22,488	17,706	15,756	—	92,655
受 益 証 券	2,216	2,208	3,042	—	244,300	19,837	4,553	276,158
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度								
国 債	—	113,911	58,797	18,361	—	9,858	—	200,929
地 方 債	518	4,673	7,001	—	484	—	—	12,678
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	24,916	9,708	—	—	—	5,952	—	40,577
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	9,177	14,185	32,511	21,373	15,522	—	92,770
受 益 証 券	—	3,324	1,104	—	156,396	—	977	161,802
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

- ①売買目的有価証券
該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の債券
該当する取引はありません。
- ③その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		平成29年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
取得原価を超過するもの	債 券	176,414	171,168	5,245	247,824	238,717	9,107
	国 債	150,696	146,123	4,572	195,053	187,140	7,912
	地 方 債	11,457	11,104	352	12,193	11,705	488
	社 債	14,261	13,941	319	40,577	39,870	706
	そ の 他	111,872	101,984	9,887	139,757	125,236	14,521
	外 国 証 券	80,265	71,428	8,836	81,533	68,259	13,273
	そ の 他 の 証 券	31,606	30,555	1,051	58,224	56,976	1,247
小 計		288,286	273,153	15,133	387,581	363,953	23,628
取得原価を超過しないもの	債 券	1,560	1,564	△3	6,360	6,417	△56
	国 債	-	-	-	5,875	5,932	△56
	地 方 債	1,560	1,564	△3	484	485	△0
	そ の 他	256,941	269,726	△12,784	114,815	116,569	△1,753
	外 国 証 券	12,390	13,351	△961	11,237	11,569	△332
	そ の 他 の 証 券	244,551	256,375	△11,823	103,578	105,000	△1,421
	小 計	258,502	271,290	△12,787	121,175	122,986	△1,810
合 計		546,788	544,443	2,345	508,757	486,939	21,817

金銭の信託の時価情報

- ①運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成29年度					平成28年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,001	1,000	1	1	-	997	1,000	△2	-	△2

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			平成29年度			平成28年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通 貨 先 物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通 貨 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通 貨 ス ワ ッ プ		—	—	—	—	—	—
	為 替 予 約	売 建	25,818	25,424	394	27,152	26,873	278
		買 建	—	—	—	—	—	—
	為 替 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
計			25,818	25,424	394	27,152	26,873	278

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	平成29年度	平成28年度	増 減
総資産経常利益率	0.25	0.29	△ 0.04
純資産経常利益率	4.04	4.42	△ 0.38
総資産当期純利益率	0.21	0.23	△ 0.02
純資産当期純利益率	3.38	3.61	△ 0.23

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		平成29年度	平成28年度	増 減
貯 貸 率	期 末	6.0	5.8	0.2
	期中平均	5.9	6.0	△ 0.1
貯 証 率	期 末	34.4	33.5	0.9
	期中平均	32.3	30.5	1.8

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、21.23%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	98,408		97,229	
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010		43,010	
うち、再評価積立金の額	3		3	
うち、利益剰余金の額	57,701		56,415	
うち、外部流出予定額(△)	2,306		2,200	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,589		2,518	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,589		2,518	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,997		99,747	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	2	14	9
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	2	14	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9		14	
自己資本				
自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	100,988		99,733	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	463,455		426,728	
資産(オン・バランス)項目	458,718		424,512	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 43,702		△ 43,692	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	2		9	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	43,704		43,702	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	2,150		1,112	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	2,432		1,101	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	153		1	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	12,010		12,102	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	475,466		438,831	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	21.23%		22.72%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成29年度			平成28年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	146,435	—	—	193,455	—	—
我が国の地方公共団体向け	34,981	—	—	35,338	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	8,965	896	35	6,775	677	27
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	1,050,271	209,817	8,392	1,014,513	202,662	8,106
法人等向け	64,737	35,539	1,421	76,864	39,756	1,590
中小企業等向け及び個人向け	96	71	2	103	76	3
抵当権付住宅ローン	82	28	1	80	28	1
不動産取得等事業向け	110	110	4	124	124	4
三月以上延滞等	563	839	33	578	847	33
信用保証協会等による保証付	139	13	0	28	2	0
出 資 等	32,875	32,875	1,315	3,292	3,292	131
他の金融機関等の対象資本調達手段	87,409	218,523	8,740	87,405	218,514	8,740
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	371	929	37	364	910	36
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の把握が困難な資産	736	—	—	149	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの		△ 43,702	△ 1,748		△ 43,692	△ 1,747
上 記 以 外	304,734	4,925	197	216,738	2,423	96
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	1,732,512	460,869	18,434	1,635,811	425,624	17,024
CVAリスク相当額÷8%		2,432	97		1,101	44
中央清算機関関連エクスポージャー	4,969	153	6	89	1	0
信用リスク・アセットの額の合計額	1,737,481	463,455	18,538	1,635,901	426,728	17,069
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	12,010	480		12,102	484	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	475,466	19,018		438,831	17,553	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本にかかる調整項目および土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスクのことです。

当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付けたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 49）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		平成29年度					平成28年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,420,666	96,786	173,093	—	3	1,406,379	89,698	245,681	—	17
国	外	316,814	—	85,328	—	559	229,522	—	80,375	—	560
地域別残高計		1,737,481	96,786	258,422	—	563	1,635,901	89,698	326,057	—	578
法人	農 業	317	317	—	—	—	232	232	—	—	—
	林 業	2	2	—	—	—	2	2	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	13,212	6,281	6,930	—	—	17,059	3,505	13,554	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	1,650	1,603	—	—	—	5,660	1,685	3,927	—	17
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,051	1,051	—	—	—	1,051	1,051	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	7,862	6,836	805	—	—	9,001	5,168	3,613	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	1,173,864	40,729	21,247	—	—	1,133,683	39,942	28,308	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	17,378	16,181	1,005	—	—	20,941	14,117	6,632	—	—
	日本国政府・地方公共団体	181,417	22,306	159,107	—	—	228,794	23,140	205,647	—	—
	上 記 以 外	337,567	845	69,325	—	559	216,532	174	64,372	—	560
個	人	635	631	—	—	3	679	679	—	—	—
そ	の 他	2,523	—	—	—	—	2,263	—	—	—	—
業種別残高計		1,737,481	96,786	258,422	—	563	1,635,901	89,698	326,057	—	578
1	年 以 下	1,039,735	3,505	20,445	—	—	1,017,860	5,437	25,327	—	—
1	年 超 3 年 以 下	115,208	8,303	104,902	—	—	136,953	5,919	127,028	—	—
3	年 超 5 年 以 下	95,123	23,612	68,400	—	—	93,742	14,413	79,328	—	—
5	年 超 7 年 以 下	62,513	41,368	21,145	—	—	82,028	39,465	42,563	—	—
7	年 超 10 年 以 下	299,751	14,436	18,715	—	—	197,514	16,668	20,658	—	—
10	年 超	50,411	4,681	24,813	—	—	38,698	7,547	31,151	—	—
期限の定めのないもの		74,737	877	—	—	—	69,104	245	—	—	—
残存期間別残高計		1,737,481	96,786	258,422	—	—	1,635,901	89,698	326,057	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

項 目	平成29年度					平成28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	298	313	—	298	313	298	298	—	298	298
個別貸倒引当金	196	71	6	189	71	388	196	48	339	196
合 計	495	384	6	488	384	687	495	48	638	495

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		平成29年度						平成28年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	
法人	農 業	3	—	—	3	—	—	3	3	—	3	3	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	44	—	44	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	112	67	6	105	67	—	205	112	—	205	112	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	79	—	—	79	—	—	130	79	—	130	79	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		—	3	—	—	3	—	4	—	4	0	—	—
業種別計		196	71	6	189	71	—	388	196	48	339	196	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		平成29年度			平成28年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	—	474,937	474,937	—	444,588	444,588
	2%	—	2,256	2,256	—	89	89
	4%	—	2,712	2,712	—	—	—
	10%	—	9,104	9,104	—	6,803	6,803
	20%	11,887	1,059,514	1,071,402	14,965	1,013,322	1,028,288
	35%	—	82	82	—	80	80
	50%	38,957	25	38,983	49,603	30	49,634
	75%	—	95	95	—	102	102
	100%	5,891	43,677	49,568	4,748	13,245	17,993
	150%	—	559	559	—	560	560
	200%	—	87,409	87,409	—	87,405	87,405
	250%	—	371	371	—	364	364
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		56,735	1,680,747	1,737,483	69,317	1,566,593	1,635,911

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などにに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成29年度			平成28年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	21	—	—	22	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	21	—	—	22	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引です。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成29年度	平成28年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成29年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	3,685	5,978	—	—	—	5,978
金利関連取引	132	308	—	—	—	308
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	2,774	4,111	—	—	—	4,111
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	386	1,858	—	—	—	1,858
派 生 商 品 合 計	6,979	12,257	—	—	—	12,257
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	6,979	12,257	—	—	—	12,257

平成28年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	1,446	2,956	—	—	—	2,956
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	441	1,216	—	—	—	1,216
派 生 商 品 合 計	1,888	4,173	—	—	—	4,173
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		534				534
合 計	1,888	3,639	—	—	—	3,639

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、平成29年3月末時点、平成30年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において標準的手法を採用し、外部格付による算出、裏付資産による算出のいずれかにより算出します。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s ）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h ）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

- 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

- 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	平成29年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	62,493	62,493	62,493	62,493
合 計	62,493	62,493	62,493	62,493

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成29年度			平成28年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成29年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成29年度		平成28年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会の資産と負債の特徴は、資産の運用期間が短期から長期にわたることに対し、負債の調達期間は1年以内の貯金が大半を占めております。この期間のミスマッチをコントロールすることにより、金利リスクを一定範囲に抑えた効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めております。

金利リスクの管理手続は、リスクマネジメント規程において市場リスクに統合して行うこととし、理事会において承認された範囲内において資金を運用し、リスク量はリスクマネジメント委員会において審議のうえ定めるリスクリミット方針により管理しております。

また、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。

◇金利リスクの算定方法の概要

全体の金利リスク量の算定は、VaR（注1）により計測し、評価損益などとあわせて把握・評価を行っております。また、有価証券の金利リスク量については、VaRに加えてBPV（注2）により把握・評価を行っております。

(注1) VaR (バリュー・アット・リスク)

価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。例えば、過去5年間の金利変動をもとに、最大いくら損失が発生するかを計測し、その金額がリスク量となります。その計測方法は、分散共分散法により信頼区間 99.0%、保有期間 60日を採用しております。

(注2) BPV (ベーク・ポイント・バリュー)

金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。例えば、金利が100bp (1%) 上昇したときに、債券の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額がリスク量となります。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

(単位：百万円)

	平成29年度	平成28年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額	11,699	7,757

(注) 内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しております。
なお、平成29年度より計測時の保有期間を従来の240日から60日へ変更したため、前年度のディスクロージャー誌に記載した平成28年度の数値とは異なっております。



確 認 書

- ① 私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 山下 学

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しています。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法（第54条の3）に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則（第204条の1）における各項目は以下のページに記載しております。

1. 概況および組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 36
- (2) 理事、経営管理委員および
監事の氏名および役職名 37
- (3) 事務所の名称および所在地 37
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項 38

2. 主要な業務の内容 31

3. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 14
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況 63
 - ・ 経常収益
 - ・ 経常利益
 - ・ 当期剰余金
 - ・ 出資金および出資口数
 - ・ 純資産額
 - ・ 総資産額
 - ・ 貯金等残高
 - ・ 貸出金残高
 - ・ 有価証券残高
 - ・ 剰余金配当金額
 - ・ 職員数
 - ・ 単体自己資本比率
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況 63
 - ・ 主要な業務の状況を示す指標 63
 - ・ 貯金に関する指標 65
 - ・ 貸出金等に関する指標 65
 - ・ 有価証券等に関する指標 70

4. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理態勢 7
- (2) 法令遵守の態勢 6
- (3) 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取組の状況 16
- (4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 11

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および
剰余金処分計算書または損失金処理計算書 44
- (2) 貸出金にかかる額およびその合計額 68
 - ・ 破綻先債権に該当する貸出金
 - ・ 延滞債権に該当する貸出金
 - ・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 自己資本の充実の状況 74
- (4) 取得価額または契約価額、
時価および評価損益 71
 - ・ 有価証券
 - ・ 金銭の信託
 - ・ デリバティブ取引等
- (5) 貸倒引当金の期末残高および
期中の増減額 69
- (6) 貸出金償却の額 69

6. その他重要な事項

（農業協同組合法施行規則第207条）

- (1) 役員等の報酬体系 39

JAバンクえひめホームページのご案内

JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報などはパソコンや携帯電話およびスマートフォンでご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



<http://www.jabank-ehime.or.jp>

当会の概要や経営・財務情報はJA愛媛県信連のホームページをご覧ください。



<http://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren>



DISCLOSURE 2018

JA 愛媛県信連の現況

発行 平成30年7月
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3
TEL(089)948-5700 FAX(089)943-5807